

21

8B-2

年少労働調査資料第31集

年少労働災害調査

昭和29年12月

労働省婦人少年局

(四)

は し が き

災害を誘発する条件は、加害物件、被害条件等の外的要素が質量共に全く同種類に数多くの人に作用したとしてもすべての人が同じように災害をひきおこすことにはならない。

それは災害を誘発する条件が物理的、化学的、機械的、身体的な内的要素をも合せて構成されるからであると言われている。いわゆる年少者という若い年齢期の人達は精神的にも身体的にも成人と子供の中間にあり、そのため完全と不完全とが交差している時期にあるので、一般に災害をひき起し易い状態にあると言われている。

労働基準法により年少者が危険有害な業務に就労することを禁止されており、災害防止に重要な役割を果たしているわけであるが、なお、年少者にして不測の災害をうけるものがあとをたない状況である。

この調査は年少労働災害の実態を把握し、諸種の観点から分析し、年少労働者の特質と労働災害の関連性をみようとしたものである。

この資料が年少労働災害防止のために利用され、災害問題の解決の一端として役立てば幸いである。

昭和29年12月

労働省婦人少年局

目 次

年少労働災害調査

は し が き

I 調査のねらい	1
II 調査の対象	1
III 調査の方法	1
IV 調査の結果	1
1. 報 告 率	
2. 災害発生状況	
3. 発生原因	
4. そ の 他	
V 災害発生状況の実例	7
VI 被災年少者の使用者等に対する意見	8
統 計 表	11
附 表	37

統計表目次

第1表	産業別、規模別被災年少労働者数	12
第2表	被災後の勤め先変更状況	15
第3表	産業別、勤続年数別被災年少労働者数	15
第4表	産業別、経験年数別被災年少労働者数（被災時の就業業務における）	16
第5表	休日あけ経過日数別被災年少労働者数	16
第6表	就業後経過時間別被災年少労働者数	17
第7表	産業別、労働時間別被災年少労働者数	18
第8表	部位別傷害件数	20
第9表	治癒状況	21
第10表	休業有無別被災年少労働者数	21
第11表	産業別災害発生原因分類	22
第12表	産業別、直接原因別被災年少労働者数	26
第13表	産業別災害発生主因分類	28
第14表	作業場所別災害発生件数	29
第15表	産業別、作業種類別被災年少者の就労状況	30
第16表	災害発生原因に関する被災年少者の意見	32
第17表	被災時における使用者の被災年少者に対する態度	34
第18表	被災年少者の災害防止等に関する意見	35

図表目次

第1図	規模別、性別被災年少労働者数	14
第1図の2	製造業における被災年少労働者数（男）	14
第1図の3	製造業における被災年少労働者数（女）	14
第2図	勤続年数別被災年少労働者数	15
第3図	経験年数別被災年少労働者数	16
第4図	休日あけ経過日数別被災年少労働者数	16
第5図	就業後経過時間別被災年少労働者数	19
第6図	労働時間別被災年少労働者数	19

第7図	部位別傷害件数	21
第8図	発生原因分類	25
第8図の2	産業別災害発生原因分類	25
第9図	直接原因別被災年少労働者数	27
第9図の2	産業別、直接原因別被災年少労働者数	27
第10図	産業別災害発生主因分類	28
第11図	作業場所別災害発生件数	29
第12図	産業別、作業種類別被災年少者の就労状況	30
第13図	規模別使用者の被災年少者に対する態度	34
第14図	被災年少者の災害防止等に関する意見	35

附 表 目 次

1	年少労働災害調査票	38
2	年少労働災害調査に関する統計表（全国）	40
	（労働基準法施行規則第57条に基づく労働者死傷病報告による）	
附表	第一表 業種別、原因別、程度別死傷災害件数（昭和28年1月～12月）	40
	第二表 業種別、程度別死傷災害件数（昭和28年1月～12月）	46
	第三表 原因別死亡件数（昭和28年1月～12月）	47
	第四表 業種別、男女別死傷災害発生状況（昭和28年1月～12月）	48

I 調査のねらい

年少労働者の災害についてその発生原因を物的及び人的両面から把握し、あわせて発生状況の実態を明らかにして年少労働者の災害防止のための基礎資料とすることを主なねらいとした。

II 調査の対象

昭和28年7月から29年6月に至る一年間に発生した年少労働者に関する労働災害のうち、労働基準法施行規則第57条に基く労働者死傷病報告（労働省労働基準局安全課保管）によつて休業四週間以上の災害を主体として調査した。

III 調査の方法

前記報告の中から労働災害をうけた年少者（以下被災年少者という。）をチェックし、これらの年少者の雇用主に年少者の現住所を照会し、年少者に直接調査票を送付し、調査事項記入後、当局宛回送する方法をとつた。

IV 調査の結果

この調査は、IIにのべたとおり、一年間に発生した災害を取扱つたのであるが、同期に発生したものでも事業主が、労働基準監督署にする報告の時期にずれがあること、同一人が調査対象期間中に二件以上の災害を起した場合には発生時期の新しい方について報告を求めたこと、及び被災年少者の雇用主の報告率及び被災年少者の報告率が100%に満たなかつたこと等のため、同時期における発生災害がすべて網羅されているとは言ひ難いが、或る程度の状況は把握できよう。

1. 報 告 率

(1) 被災年少者の雇用主

(イ) 照会件数	1,075
(ロ) 回答件数	745
(ハ) 報告率	70%

建設業に属する事業場宛のものは返送されてきた場合が多かつた。これは請負工事完了のため照会先の事業場が閉鎖されたためであると思われる。

(2) 被災年少者の報告率

照会件数は793人で、うち回答は459人で報告率は58%となつている。未回答334人において62人(18%)が年少者の住所変更等によるものであつた。

2. 災害発生状況

(1) どんな産業に災害が多いか（第1表参照）

第一表に従えばこの調査総数459人中では製造業が77%で大部分を占めており、建設業8%（35人）、運輸通信及びその他の公益事業5%（23人）の順となつている。このうち、製造業について更に詳述すれば、紡織業が総数351人の17%（60人）で最高であり、機械製造業15%（54人）、金属製造業12%（43人）、木材及び木製品製造業12%（41人）等が主なものである。

(2) どんな規模の事業場に災害が多いか (第一表、第1図参照)

労働者数10人以上50人未満の事業場が459人中36% (167人) で最も多く、次が100人以上500人未満のものが24% (108人)、50人以上100人未満14% (64人)、10人未満14% (63人) となっており、100人未満の規模の事業場では294人を数え、総数の64%にあたっていることは注目されてよい。

(3) 男女ではどんな差があるか (第一表、第1図の2、第1図の3参照)

総数459人における男女の割合は、男子381人 (83%)、女子78人 (17%) となっており、女子は男子の約1/5になっている。

これを被災年少者の最も多い製造業についてみると、男子では男子総数381人中75%、女子では女子総数78人中82%が占められている。このうち、男子の場合は287人中機械製造業53人 (18%)、金属製品製造業42人 (15%)、木材及び木製品製造業35人 (12%)、輸送用機械器具製造業29人 (10%) とかなり分散しているが、女子においては64人中34人 (53%) までが紡織業に従事し、次が食料品製造業及び、木材及び木製品製造業の各6人 (9%) である。女子の災害はその大半が紡織業に発生したものであることが理解される。

(4) けがをしてから勤務先をやめたか (設問3、第2表参照)

総数では459人中、かえない者が78%、かえたと答えた者が22%となっており、この傾向は男子及び女子の場合にも同様でかえない者が大多数である。この度は、年少者の移動の有無に重点をおき、かえた理由を直接には質問事項に加えなかつたが、雇用主からやめることを勧誘された者も中にはあり、また一応本表では「かえた」の分類に属せしめたが、学生アルバイトで臨時に雇用されて、災害をうけた者が二、三みられたことは問題にされてもよい。

(5) 被災年少者の経験年数はどの位か (設問4、第3表、第2図参照)

経験年数と災害の発生は密接な関係があり、一般に同様な素質のもので作業が大体同じである場合には、未熟練者や年少者が災害をより多く起し易いと言われているが、第3表によればその事業場に就職後「3ヶ月以下」及び「7ヶ月～1年」の場合が最も多く、全体の22%を占め、次が「4ヶ月～6ヶ月」の21%であり、経験年数2年以上の者はわずか9%を示すにすぎない。また一年以下の者は302人で総数459人の66%に当たっている。

主な産業について経験年数別に被災年少者の動向をみると、最も多い製造業の場合は総数351人に対し7ヶ月～1年が83人 (24%)、3ヶ月未満が73人 (21%)、4ヶ月～6ヶ月が68人 (19%)、1年1ヶ月～2年が62人 (18%) 等が主なものである。建設業においては、総数35人のうち、3ヶ月以下15人 (43%)、4ヶ月～6ヶ月が8人 (23%) となっており、製造業の場合に比し3ヶ月未満が第一位である。

(6) 災害を起した業務における経験年数はどの位か (設問5、第4表、第3図参照)

総数459人中3ヶ月以下が202人 (44%)、4ヶ月～6ヶ月とその他が各69人 (15%)、7ヶ月～1年が61人 (13%) となっており、1年以下は総数の72%で332人を数えられる。之に反し2年1ヶ月以上はわずかに14人 (3%) に過ぎない。なおその他が多いのは無記入、前各項にあてはまらない場合——

例えば平常は違った業務に従事していて、たまたま一寸手伝つて災害を起した場合等——及び交通事故等の場合も含んでいるからである。

以上のことについて被災年少者の多い主なる産業について概要を述べれば次のようになっている。即ち、製造業においては総数 351人中 3ヶ月以下が最も多く 156人 (44%)、その他54人 (15%)、4ヶ月～6ヶ月52人 (15%) が主なものであり、建設業においては総数35人中 3ヶ月以下が21人 (60%) 4ヶ月～6ヶ月が6人 (17%)、その他4人 (11%) となつてゐる、いづれにしても就業後 3ヶ月以下の者が特に多い。

(7) 休日あけから何日目にけがをしたか (設問6、第5表、第4図参照)

第5表によれば、不詳(無記入が大部分であつた)を除き、最も多いのは三日目で総数 459人中63人 (14%) を占めている。次が4日目の54人 (12%) で、最も少ないのは7日目の19人 (4%) である。なおこれを男子についてみると、不詳を除き総数 381人中 3日目56人 (15%) で最も多く、次が4日目44人 (12%)、6日目及び8日目以上が共に39人 (11%) となつてゐる。女子では不詳を除き5日目14人が総数78人に対し13%で最高を占め、4日目10人 (13%)、3日目および6日目が共に7人 (9%) となつてゐる。

(8) 何時頃けがをしたか (設問8、第6表、第5図参照)

本項は就業後何時間位たつてから災害が発生したか、その件数を経過時間別にみることにねらいがあつた。

第6表によれば、最も多いのは、就業後7時間～8時間たつてからに発生したもので 459人中、80人 (17%)、3時間～4時間後が69人 (15%)、8時間～9時間後58人 (13%) の順となつてゐる。これらが主なものといづれも作業終了間近になつて災害を起したものと言えよう。即ち3～4時間後の場合においては、例えば始業時刻を午前8時終業時刻を午後5時とすれば、大体午前11時から12時の間に発生したことが想像されるし、また7～8時間後の場合は午後3時～4時の間に発生したもので、終業時刻1時間前ということになる。

事実これら被災年少者の労働時間は8時間以上9時間未満がかなり多く 459人中 108人 (24%) で、9時間以上10時間未満の174件 (38%) に次ぐものである。(設問7、第7表、第6図参照) 設問7では所定労働時間の記入をねらつたものであるが、結果は必ずしもそうではなく、中には17時間以上に及ぶものもあつたのは注目されてよい。因みに10時間以上のものが68件 (15%) の多きにのぼつてゐる。

(9) 体のどの部分をけがをしたか (設問12、第8表、第7図参照)

作業によつてその事に差異はあるけれども業種如何に拘らず、如何なる工場においても手足のけがが最も多いということは従来の統計においてもみられるところであるが、本調査においてもこの傾向がみられる。第8表によれば、総数 551件中手が最も多く 324件 (59%) を数えられる。手のけがのうち左右を比較すると右手がやや多く、324件中 164件 (51%)、左手 160件 (49%) となつてゐる。

第二に多いのは足のけがであり、149件で総数の 27%にあたつてゐる。足のけがのうちでは右足が81

件、左足が68件でそれぞれ 149件中54%、46%を占めている。

手、足のけがを合わせると 473件となり総件数の86%の多きにのぼっている。以上のことは各産業においても同様である。

これを製造業における負傷件数について例をとれば、402件中手が 277件 (69%)、足92件 (23%)と著るしく目立っている。

(ii) けがは完全になおつたか (設問16、第9表参照)

第9表に従えば、けがはなおつたが障害が残つたと答えたものが最も多く 459人中 (245人)54%にのぼっているが、本調査の主体を調査技術上休業四週間以上の災害をうけた年少者においたので、重傷者が多かったためであると考えられる。完全になおつたと答えたものが30% (140人)、その他が15% (69人)となつている。

(iii) 治療のため何日位休んだか (設問15、第10表参照)

被災年少者 459人中休んだものが大部分 436人 (95%)である。これらのうちでは4週間以上が 436人中 341人 (74%)、8日以上四週間未満が81人 (18%)、8日未満14人 (3%)となつている。休業四週間以上が多いのは前項で述べたとおりである。

3. 発 生 原 因

(i) 災害の原因はどこにあるか (設問14、第11表、第8図、第8図の2参照)

災害の発生原因は単一ではなく種々の事情が交差して災害は起るものである。災害の原因を物的原因、管理的原因、心理的原因及び生理的原因に分類し、この観点から分析を試みたものである。物的原因に関する事項が他の原因のそれに比し多いきらいはあるが、大体の傾向は知り得ることと思う。原因を次のように分類してみた。

原因番号 No. 1—11 (物的原因)

No. 12—15 (管理的原因)

No. 16—20 (心理的原因)

No. 21—26 (生理的原因)

上記の諸原因中、物的原因が、最も多く総数 1,548件中642件で41%にあたり、次が管理的原因の400件 (26%)、心理的原因 346件 (22%)、生理的原因 139件 (9%)となつている。先づ物的原因について更に分析すれば総数 642件中 (4)足場が悪かつたが 129件 (20%)で最も多く、(2)安全装置又は安全器具がなかつた、またあつたがよくなかつた、が89件 (14%) (1)機械又は設備がよくなかつた及び (3)作業場所が狭かつたが84件 (13%)でこれについている。管理的原因においては 400件中 (4)作業によくなれていなかつたの 168件 (42%)、作業についての知識がたりなかつた 114 (29%)、が特に目立っているし、心理的原因では 346件中(4)注意力が足りなかつたの 250件 (72%)が大多数を占め、(4)不満なことがあつたが27件 (8%)でこれについている。

また、生理的原因においては総数 139件中(4)疲労していたが55件 (40%)で最高を占め、(4)睡眠不足

であつた36件(26%)、作業についての知識がたりなかつた17件(12%)がこの後に続いている。

以上の分類を離れて個々の原因中で特に目立つのは次のようなものである。総数 1,548件中、00注意力がたりなかつたが16%(250件)で最も多く、この後には09作業によくなれていなかった11%(168件)及び(4)足場が悪かつた 8%(129件)、(12)作業についての知識が足りなかつたの7%(114件)等が特に多数である。

また、産業別にみると、製造業では00注意力が足りなかつたが最高の16%を占め、09作業によくなれていなかったがこれにつき12%となつてゐるが、建設業においては(4)足場が悪かつたが最も高比率を示して15%、00注意力が足りなかつたの12%がこの後にきている。運輸通信その他の公益事業では(4)足場が悪かつたと00注意力が足りなかつたとが同比率の15%で共に最も多く第二位に09作業によくなれていなかったの6%がきている。

(2) 災害の直接原因は何か(設問9、第12表、第9図、第9図の2参照)

災害原因には種々あるがここでは災害の直接原因となつた、最初の行為又は突発事故を中心にして分析しようとした。ただ被調査者の自由記載にしたため表現が不十分な点もあり、集計結果からみると、不明の項がかなり多くなつてゐる。

原因中主なものをみると次のとおりになつてゐる。最も多いのは「運転中の機械及び動力伝導装置に因るもの」で総数459件中53%(244件)を占めてゐる、この中でプレス、カッター、ベルト、ボール盤等によるものが目立つてゐた。

次が「取扱中の物体によるもの」で8%(37件)を数え、この後には「置き、こり、転倒によるもの」と「物体の落下、転落、飛来によるもの」が各5%(23件)となつてゐる。不明が8%(39件)と多いのは無記入と記載不十分のための分類不能のものが入つてゐるからである。

次に主な産業について原因分類を試みると、製造業と運輸通信及びその他の公益事業とにおいては、「運転中の機械及び動力伝導装置に因るものが」それぞれ64%、30%と最も多い比率であるが、鉱業においては取扱中の物体によるものが31%で最高を示し、また、建設業においては「物体の落下、転落、飛来によるもの」が26%で第一位である。

(3) 誰が災害を起したか(設問13、第13表、第10図参照)

第13表に従えば「直接自分が起したもの」が、その大半を占め全体の63%を占め、「自然に起きた災害のそばをくつたもの」が21%「他人が起したもの」が14%となつてゐる。これを産業別にみると、第10図の如くなつてゐる。即ち、製造業と運輸通信及びその他の公益事業においては「自分が直接起したもの」がそれぞれ70%、48%でその大部分を占めてゐるが、林業及び狩猟業と建設業では「自然に起きた災害のそばをくつたもの」が他の原因よりも多くそれぞれ50%、40%を示してゐるのが目立つてゐる。

(4) どんなどころの作業に災害が起り易いか(設問10、第14表、第11図参照)

本項と次の(5)項では作業との関係において災害原因をみようとした。従つてこれだけでは災害原因を

分類したことにはならないが、これにより、作業による災害発生の多寡、作業の欠陥及び改善すべき点等というところにまで進めば原因にもふれてきたことになる。

第14表によれば、屋内作業が最も多い。即ち、総数459件中71%、次が戸外の22%が特に目立っている。これを産業別にみると、製造業ではその85%が屋内で発生したものであり、また建設業ではその49%が、運輸通信及びその他の公益事業ではその70%が戸外でおきている。

(d) どんな作業に災害が多いか（設問11、第15表、第12図参照）

第15表によれば、回答件数842中「力のいる仕事」が16%（137）で最も多く、次に「ひどく気を張つてする仕事」が15%（128）がきており、「速い仕事」と「軽い普通の仕事」が各13%（110）でその後が続いている。特に目立つものについて述べれば以下のとおりである。

産業別では最も多い製造業についてみると「ひどく気を張つてする仕事」が総件数636においてその16%（99件）を占めて第1位であり、次に「危い機械や工具を使う仕事」が15%（93件）第2位になっていることは注目されてよい。次に建設業においてみると総件数73中「力のいる仕事」が26%（19件）「危い場所の仕事」が22%（16件）「ひどく気を張つてする仕事」が14%（10件）となっており、建設業の特徴がよく現われている。

(e) どうすれば災害がふせげたか（設問17、第16表参照）

ここでは被災年少者の災害防止に関する考え方を調査し、年少者は災害発生原因をどこにおくかを究明しその改善すべき点を明らかにしようとした。なお、本問は防止対策の究明にあるとはいえ、災害原因と密接な関係があるので原因の項に入れた。改めるべき点としてあげられたものは「注意力不足」が圧倒的に多く562件中37%（209件）を占めており、「その他及び不詳」を除き、次に多いのは「機械設備の不備」「作業の未熟」「足場が悪い」「連絡不充分」がそれぞれ5%（30件、28件、27件、26件）、「人員不足」4%（24件）である。

主な産業について以上のことをみると、製造業においては、総数436件中「注意力不足」、即ち「注意すればよかつた」というのが39%（171件）で特に多く、「その他」7%、「不詳」8%、「作業の未熟」6%、「機械設備の不備」5%が目立っている。建設業においても「注意力の不足」が27%（12件）で最も多く「その他」の16%、「機械設備の不備」が11%、「足場が悪い」の9%が上位を占めている。

4. そ の 他

(1) 使用者の世話の態度はどんなであつたか（設問18、第17表、第13図参照）

第17表によれば「よく世話をしてくれた」というものが総数459人中57%（261人）を占め、「普通だつた」が30%（137人）、「あまりよくしてくれなかつた」8%（39人）、「冷淡だつた」4%（19人）の順となつている。「よく世話をしてくれた」ということについて規模別にみると10人～49人が261人中36%（93人）100人～499人が24%（62人）、50人～99人が13%（34人）となっており、次に「普通だつた」についてみても大体同様な傾向にある。即ち、10人～49人が39%（54人）、100人～499人が20%（27人）

となっており10人未満が16% (22人) となっている。

(2) 安全や災害防止についてどんなことを希望しているか (設問19、第18表、第14図参照)

主として安全や災害の防止という立場から工場の施設、機械、器具、その他の設備についてどんな希望をもっているかその答を得ることに重点を置いたのであるが、自由記載にしたため相当多方面にわたる質問の要求があつた。回答の整理上安全関係を主として一応15項目に分類してみた。第18表に従えば「不詳」が最も多く全体の26% (166件) に相当しているがこれは無記入が意外に多かつたためである。「不詳」を除き「機械又は器具の備付及び整備に関するもの」14% (86件) が最高を示し「作業環境に関するもの」が13% (80件) でこれにつづき、「安全装置、保護具の備付及び整備に関するもの」が、10% (62件) その他が9% (60件) となっている。その他の中には「意見なし」がかなり多く入っている。

V 災害発生状況の実例 (原文のまま)

1. ガソリン機関車の助手、坑内から出て来た鉱車を坑外にある選鉱場に運ぶ仕事、選鉱場に運ぶ途中でけがをしたのです、下り坂で鉱車には定量よりも多く積んでいたのも、後から押されて、ブレーキを掛けても何の効力もなく、押し切られて脱線した時に運悪く、脱線すると感ずいて飛びおりた所に、その鉱車が転ぶくして来てその下敷になつたのです。(総合工事業—全労働者数38人—屋外雑夫、男、16才)
2. 家庭用御飯蒸の中にひく(スノコ)を製作中にけがをしました。此の機械には安全装置がなく、其の機械には無理な速い回転でした。其の為仕事を追われていて、つい足をはすすのをあやまつた為め、品物をとろうとして型の中に左手中指を入れたとたん型と品物の間にはさまれて、つぶされた。(此の機械は私がけがをしてから回転をおそくした様です)(金属製品製造業—全労働者数50人—プレス見習工、男16才)
3. 鋳物作業中午後3時頃に注湯になりましたので湯をもっている人の中持をしていましたが、突然上梓の中間から湯がこぼれて運動靴と靴下をはいている中に湯が入りました。僕が中持をはすすとほかの人にも迷惑をかけるので注湯が終る迄中持をしていたため右足の(かかと、ふしの下)火傷をした。(機械製造業—全労働者数2,587人—鋳物工(養成工)男、17才)
4. この仕事は埋立事業用としてしらす(火山灰砂)を急傾斜地の山を切り崩し、そのしらすをスコップにてトラックに入れる仕事でその日丁度男の人達が切り崩されて私共は、その崩されたしらすをスコップで入れて運び一回目は済み二回目を積込むとき夢中でスコップを崩されたしらすに入れた刹那突然上部の山切りくずしにゆるみを生じその土砂を崩壊下敷となり外の人達は早くのがれたのですがその後はわかりません。(総合工事業—全労働者数15人—雑役人夫、女、17才)
5. 打綿機でベタルをふんで電気を付け(電気がついたら綿が来る)その電気が二、三回つかず、一生懸命にベタルをふんでいるうちに、急に綿が来だしたので、いそいで巻付板でしたけれど間に合わず、思わず手を出していた、その時、綿と一緒にローラーに巻かれていた。(紡織業—全労働者数972人—打綿運転工、女、15才)

Ⅳ 被災者年少者の使用者等に対する意見（原文のまま）

1. 会社側では僕がけがをしてから安全装置をすぐなおしたがそれではもう遅いと思います。人、一人が犠牲になつて始めてこれがこうだつたとか、ああだつたとか云つてももう遅いのです、もつと会社側が人を使つているのだからよく機械の点検又はもつとていねいに使つてもらいたいと思う。又本当はそう云う機械は18才未満の者に働かせてはいけなないのでしょうか？ 又働かせるとしたら一人経験者がついてよく仕事をしてるのが本当でしょうか、もつとこの点をもう少しよく見てもらいたいと思います。それからけがをするとボーナス又は昇給もうんと下るのでしょうか。又上役の方から変な目で見られとつても仕事にしがたいです、その点をよく見てもらいたいと思います。（第一次金属製造業（全労者数 1,371人—旋盤工、男、17才）

2. 実は私、トラツクの助手として、農業協同組合に従事していましたが、1年4ヶ月程たつてから、事務の方にまわしてもらいました。でも私の職は、事務の方も手伝いトラツクの方の仕事が多忙な時はトラツクの手伝いをしなければならない立場にあり、常に気持が落ちつかず、二つも職があるので精神的にも肉体的にも疲労した事は多くありません、この立場から私は希望させて載きます。

- ・適当な職を与えてほしい。
- ・例えば自動車の手伝いをしなければならない時は、もつと早めに知らせてほしい。
- ・日曜日はなるべく休日にしてほしい。
- ・災害にあつた場合は、納得のゆく迄治療期間を与えてほしい。
- ・本人の意見を無視して、又一回も入院中病状見舞にもこず、医師の話も聞かずに、唯戦場の都合だけを考へて療養期間が永いので本人は不自由な身であるにもかかわらず、一时无理に退院させられましたこんな悲しい事は御さいません。本人の立場を考へてほしいと思います。
- ・給料値上の際又はボーナスの件に対して、例えば私の場合は有給休暇が永いというのか、怪我で永く働けなかつたからというのか、給料値上げに際し他の人よりも事を下げられました。働かないからこれだけの給料しか上げてやらないとか、というような事はどうかと思います。

上げるなら上げる、下げるならさげるで、働かないからこれだけの給料しか与えないというような事は不満に存じます。（特殊卸業—全労働者数11人—購買部事務員、男、17才）

3. 自然発生、又は設備が不充分であり災害が起きた場合でも、現場の組長達は、災害を受けたものが不注意であつたかの様に一方的に解釈をして災害者自身からその時の事を聞かずに報告されてしまう。

又休養していてもあまり長くかかると完全になおならなくても早く出勤しろと云わんばかりに催促するので、僕達新人者はどうしても無理をして出勤する。そうすれば完全になおらないので少し無理をすれば又ぶり返すと云う有様です。それだから完全になおるまで催促しない様にしてもらいたいと思う。災害で休むとその後、一生懸命働いても良い眼で見られず、白眼視されてしまうのもいやな思ひです。（輸送用機械器具製造業—全労働者数 474人—金属プレス工、男、17才）

4. 私の場合のけがをした時思つたのはまず工場の指導者が丁員に材料硬度やその性質等を教えてもらいた

かつた機械にしてもこれらの材料を削る場合にもこれらの知識を知っていたら災害も多少なり防止のやく目をすると思う。使用者はつねに働く人の楽しくやれるようにすることが必要で働く人も好きな所で面白くやれて、いやな所で不満を感じながらやっていることは災害の起る基であると思います。職場職場に対して細かい所までの知識を知る必要があるから使用者より常に機械や工具を点検するなり災害の起らないように指導して下さることを希望します。(電気機械器具製造業—全労働者数 67人—ミーリング 工場の組立、男、17才)

5. 使用者に対して希望する事となると現在の状態ではどうしても悪口を云わなければならない。労使共に悪口を云う事のなくなる事にならなければならないのであろうか？。

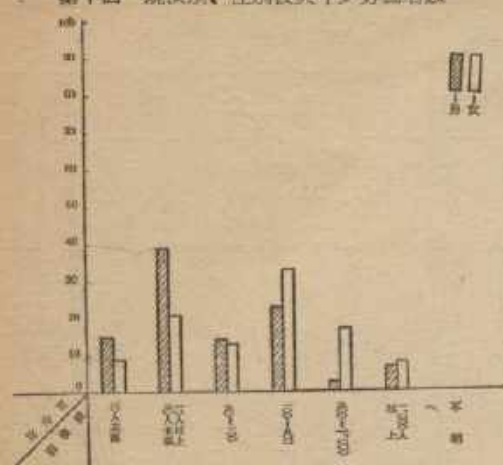
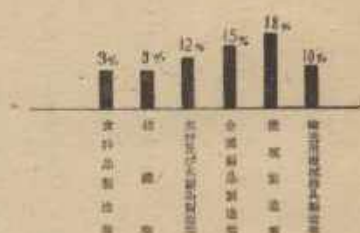
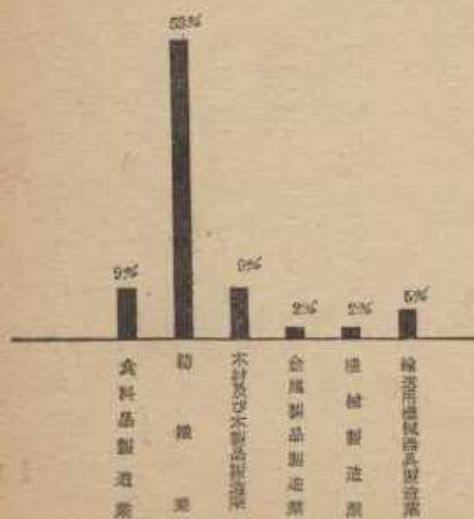
事故の生ずる事がなく作業を送つて行くのはある程度(直接的に)は当人にかかつて行くのであつて機械に安全器をつけて呉れとかもう少し設備を良くして呉れと云う程度にとどまるのである。私の望む所はいざ事故を起して後の事になつて来るのである。自分のケガを起した時は満16才であつて未成年であつたその時、会社では「君は未だ未成年じゃないかどうするんだ。」と語気強く云われたのである。それから前に友人であるが事故を起して指を4針程度ぬつた時である。「君は未成年であつて事故で休んだと云う事ではまずいから無理でも休まないで呉れ」と云われたそうである。何故に未成年の場合はこの様に云われなければならないのであろうか。良くは解らないが労働基準法に於ける青少年保護と云う事に関係しては居ないのであろうか……(印刷出版及び類似産業—全労働者数 1,728人—グラフィヤ印刷工、男、17才)

統計表

第1表 産業別、規模別

産業別	規模別 性 別	合 計			10 人 未 満			10人以上50人未満		
		計	男	女	計	男	女	計	男	女
合 計		459 (100%)	381	78	63 (14)	56	7	167 (36)	151	16
林 業 及 び 狩 獵 業		10	8	2	2	2	-	6	5	1
06 林		10	8	2	2	2	-	6	5	1
漁 業 及 び 水 産 養 殖 業		1	1	-	-	-	-	-	-	-
08 漁		1	1	-	-	-	-	-	-	-
鉱 業		13	13	-	2	2	-	4	4	-
10 金石		4	4	-	-	-	-	2	2	-
11 炭		5	5	-	-	-	-	1	1	-
13 非 金 属 鉱		4	4	-	2	2	-	1	1	-
建 設 業		35	30	5	2	2	-	21	18	3
16 綜 合 工 事		29	25	4	2	2	-	16	13	3
17 職 別 工 事		6	5	1	-	-	-	5	5	-
製 造 業		351	287	64	43	37	6	125	113	12
19 武 器 製 造		1	1	-	-	-	-	1	1	-
20 食 料 品 製 造		31	25	6	3	2	1	16	15	1
22 織 造		60	26	34	3	3	-	10	6	4
24 木 材 及 び 木 製 品 製 造		41	35	6	14	10	4	16	15	1
25 家 具 及 び 家 具 備 品 製 造		15	15	-	6	8	-	6	6	-
26 紙 及 び 紙 製 品 製 造		7	4	3	1	1	-	4	2	2
27 印 刷 及 び 出 版 及 び 類 似 産 業		8	8	-	-	-	-	6	6	-
28 化 学 工 業		8	7	1	-	-	-	2	2	-
29 油 及 び 石 炭 製 品 製 造		1	-	1	-	-	-	-	-	-
30 ゴ ム 製 品 製 造		3	2	1	-	-	-	1	1	-
32 ガラス及 び 土 石 製 品 製 造		9	6	3	2	1	1	3	2	1
33 第 一 次 金 属 製 造		14	14	-	1	1	-	7	7	-
34 第 二 次 金 属 製 品 製 造		43	42	1	6	6	-	22	21	1
35 機 械 製 品 製 造		54	53	1	4	4	-	14	14	-
36 電 機 機 械 製 品 製 造		16	13	3	-	-	-	7	6	1
37 輸 送 用 機 械 製 品 製 造		32	29	3	1	1	-	6	5	1
38 医 療 機 械、理 学 儀 器、計 算 機、光 学 機 械 及 び 時 計		4	3	1	-	-	-	2	2	-
39 そ の 他 の 製 造 業		4	4	-	-	-	-	2	2	-
卸 売 及 び 小 売 業		11	11	-	6	6	-	3	-	-
40 一 般 卸 売 業		7	7	-	4	4	-	1	1	-
41 特 殊 卸 売 業		1	1	-	-	-	-	1	1	-
43 織 物、衣 服 及 び 身 製 品 卸 売 業		1	1	-	1	1	-	-	-	-
47 石 油 卸 売 業		2	2	-	1	1	-	1	1	-
運 輸 通 信 及 び そ の 他 の 公 益 事 業		23	17	6	3	3	-	5	5	-
62 道 路 旅 客 運 送 業		6	3	3	-	-	-	-	-	-
63 道 路 貨 物 自 動 車 運 送 業		5	5	-	2	2	-	2	2	-
67 運 輸 に 附 帯 す る サ ー ビ ス 業		4	4	-	1	1	-	2	2	-
68 通 信 業		2	1	1	-	-	-	-	-	-
70 電 気、光 及 び 動 力 供 給 業		2	2	-	-	-	-	1	1	-
71 水 道 業 及 び 衛 生 業		2	2	-	-	-	-	-	-	-
サ ー ビ ス 業		4	4	-	2	2	-	1	1	-
83 対 事 業 所 サ ー ビ ス 業		1	1	-	-	-	-	-	-	-
84 自 動 車 修 理 及 び ガ レ ージ 業		3	3	-	2	2	-	1	1	-
分 類 不 能 の 産 業		11	10	1	3	2	1	2	2	-
99 分 類 不 能 の 産 業		11	10	1	3	2	1	2	2	-

第1図 規模別、性別被災年少労働者数

第1図の2
製造業における被災年少労働者数(男)第1図の3
製造業における被災年少労働者数(女)

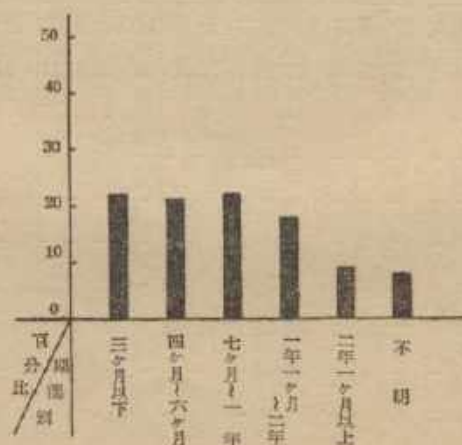
第2表 被災後の勤め先変更状況

区 分	合 計	か え な い	か え た	不 明
計	459 (100%)	357 (78)	100 (22)	2 (0)
男	381 (100%)	296 (78)	83 (22)	2 (0)
女	78 (100%)	61 (78)	17 (22)	- (-)

第3表 産業別、勤続年数別被災年少労働者数

区 分	合 計			3ヶ月以下			4ヶ月～6月			7ヶ月～1年			1年1ヶ月～2年			2年1ヶ月以上			不 明		
	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女
合 計	459 % 100	381 % 100	78 % 100	102 % 22	78 % 20	24 % 31	95 % 21	84 % 22	11 % 14	105 % 23	83 % 22	22 % 28	82 % 18	73 % 19	9 % 12	40 % 9	34 % 9	6 % 8	35 % 8	29 % 8	6 % 8
林業及び狩猟業	10	8	2	3	1	2	2	2	-	1	1	-	3	3	-	1	1	-	-	-	-
漁業及び水産養殖業	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-
鉱 業	13	13	-	1	1	-	4	4	-	3	3	-	4	4	-	-	-	-	1	1	-
建 設 業	35	30	5	15	10	5	8	8	-	4	4	-	5	5	-	1	1	-	2	2	-
製 造 業	351	287	64	73	56	17	68	57	11	83	68	15	62	55	7	35	29	6	30	25	5
卸売及び小売業	11	11	-	-	-	-	3	3	-	4	4	-	2	2	-	2	2	-	-	-	-
運輸通信及その他の公益事業	23	17	6	3	3	-	7	7	-	7	4	3	4	2	2	-	-	-	2	1	1
サ ー ビ ス 業	4	4	-	1	1	-	1	1	-	-	-	-	1	1	-	1	1	-	-	-	-
分類不能の産業	11	10	1	6	6	-	2	2	-	3	2	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-

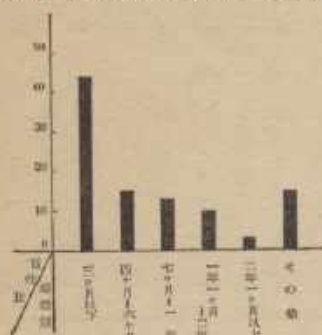
第2図 勤続年数別被災年少労働者数



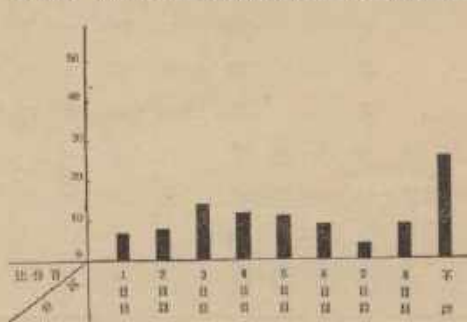
第4表 産業別、経験年数別被災年少労働者数(被災時の就業先における)

区 分	合 計			3ヶ月以下			4ヶ月～6月			7ヶ月～1年			1年1ヶ月～2年			2年1ヶ月以上			その他		
	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女
合 計	459	381	78	202	168	34	69	60	9	61	45	16	44	37	7	14	11	3	69	60	9
	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
	100	100	100	4	44	43	15	16	11	13	12	21	10	10	9	3	3	4	15	15	12
林業及び狩猟業	10	8	2	4	3	1	—	—	—	1	1	—	2	2	—	—	—	—	3	2	1
漁業及び水産養殖業	1	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	1	—	—	—	—	—	—	—
鉱 業	13	13	—	6	6	—	2	2	—	1	1	—	2	2	—	—	—	—	2	2	—
建 設 業	35	30	5	21	17	4	6	6	—	1	1	—	3	3	—	—	—	—	4	3	1
製 造 業	351	287	64	156	127	29	52	44	8	47	34	13	29	24	5	13	10	3	54	48	6
卸売及び小売業	11	11	—	2	2	—	2	2	—	3	3	—	2	2	—	—	—	—	2	2	—
運輸通信及その他の公益事業	23	17	6	5	5	—	4	4	—	6	3	3	4	2	2	—	—	—	4	3	1
サービス業	4	4	—	1	1	—	1	1	—	—	—	—	1	1	—	1	1	—	—	—	—
分類不能の産業	11	10	1	7	7	—	2	1	1	2	2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

第3図 経験年数別被災年少労働者数



第4図 休日あけ経過日数別被災年少労働者数



第5表 休日あけ経過日数別被災年少労働者数

区 分	合 計			1日目		2日目		3日目		4日目		5日目		6日目		7日目		8日目以上		不 詳	
	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女
合 計	459	381	78	33	28	5	39	33	6	63	56	7	54	44	10	51	37	14	39	32	7
	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
	100	100	100	7	8	6	14	12	11	9	9	4	9	4	9	26	26	26	26	26	26
林業及び狩猟業	10	8	2	—	—	—	—	—	—	—	—	1	1	—	—	1	1	—	6	4	2
漁業及び水産養殖業	1	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	1	—
鉱 業	13	13	—	1	1	—	2	2	—	3	3	—	1	1	—	—	—	—	5	5	—
建 設 業	35	30	5	2	2	—	4	4	—	3	3	—	4	4	—	3	1	2	11	9	2
製 造 業	351	287	64	25	21	4	31	25	6	48	41	7	47	38	9	42	31	11	32	25	7
卸売及び小売業	11	11	—	1	1	—	—	—	—	4	4	—	—	—	—	2	2	—	2	2	—
運輸通信及その他の公益事業	23	17	6	4	3	1	1	1	—	1	1	—	2	2	—	1	1	—	3	3	—
サービス業	4	4	—	—	—	—	1	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
分類不能の産業	11	10	1	—	—	—	—	—	—	3	3	—	1	1	—	2	1	1	1	1	—

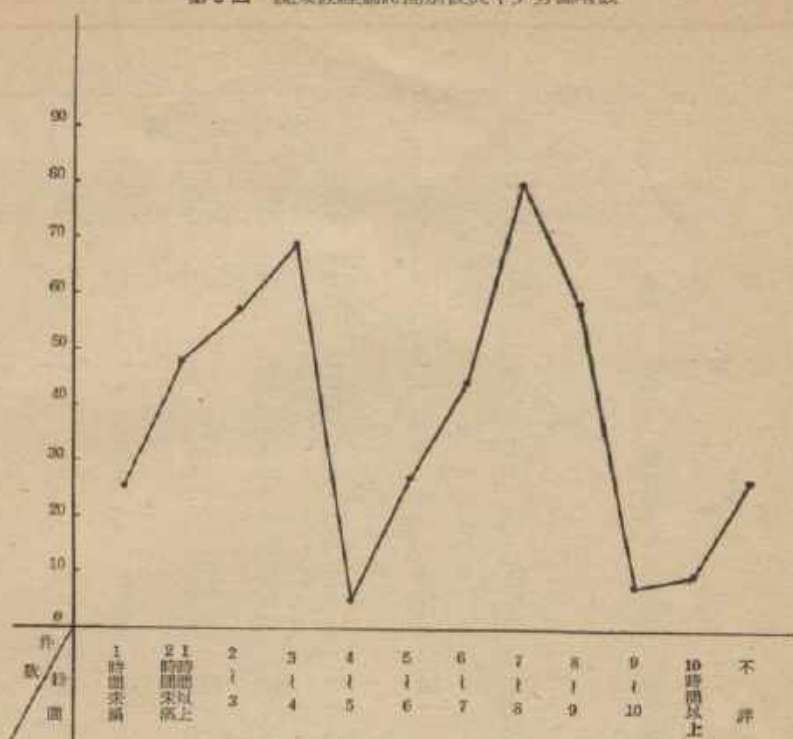
第6表 就業後経過時間別被災年少労働者数

区 分	計	1時間未満	1.2時間以上未満	2.3時間以上未満	3.4時間以上未満	4.5時間以上未満	5.6時間以上未満	6.7時間以上未満	7.8時間以上未満	8.9時間以上未満	9.10時間以上未満	10時間以上	不詳	
合 計	459 (100%)	26 (6)	48 (10)	57 (12)	69 (15)	5 (1)	27 (6)	44 (10)	80 (17)	58 (13)	8 (2)	10 (2)	27 (6)	
林 業 及 び 狩 獵 業 06 林	10 10	-	-	1 1	1 1	1 1	-	-	-	4 4	-	2 2	1 1	
漁 業 及 び 水 産 養 殖 業 08 漁	1 1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1 1	
鉱 業 及 採 石 業 10 金 石 炭 採 石 11 金 石 炭 採 石 13 金 石 炭 採 石	13 4 5 4	- - - -	2 1 - 1	1 - 1 -	2 - 2 -	- - - -	1 - 1 -	1 1 - -	2 - 1 1	1 - - 1	- - - -	- - - -	3 2 - 1	
建 設 業 16 建築 17 建設	35 29 6	3 3 -	1 1 -	6 4 2	5 4 1	- - -	1 - 1	6 5 1	6 5 1	5 5 -	- - -	- - -	2 2 -	
製 造 業 19 食品 20 飲料 22 繊維 24 木材 25 家具 26 印刷 27 化学 28 石油 29 金属 30 非金属 32 機械 33 電気 34 電子 35 情報 36 運輸 37 通信 38 情報 39 その他	351 1 31 60 41 15 7 8 8 1 3 9 14 43 54 16 32 4 4	15 - 1 5 1 1 - - - - 1 1 1 1 1 2 2 - -	41 - 5 5 9 2 2 1 - - - - 6 6 1 2 - -	42 1 6 6 6 1 1 - - - 2 7 8 3 5 - 1 -	57 - 6 10 5 1 1 - - - 4 7 8 - 6 - - -	3 - - 1 - - - - - - - - - - 1 -	21 - 1 10 2 5 1 - - - 4 1 6 - 1 - -	34 - 1 6 8 1 - - - 4 - 6 - 1 - 2 -	64 - 11 7 3 3 1 - - 4 6 16 2 8 - - -	41 - 1 4 6 4 1 - - 7 7 3 - - 1 -	7 - 1 2 1 1 - - - - - - - -	7 - 2 2 1 1 - - - 1 - -	19 - 1 4 2 1 - 1 - - - 2 - - -	
卸 売 及 小 売 業 40 一般 41 特殊 43 繊維 47 石油	11 7 1 1 2	2 2 - - -	1 1 - - -	1 1 - - -	2 1 1 - -	- - - - -	3 2 - 1 -	- - - - -	2 - - - 2	- - - - -	- - - - -	- - - - -	- - - - -	- - - - -
運 輸 及 通 信 業 62 道路 63 道路 67 運輸 68 通信 70 電力 71 水道	23 8 5 4 2 2 2	4 1 1 - 1 1 -	2 2 - - - - -	3 1 - 1 - - -	1 - 1 - - - -	- - - - - - -	1 - 1 - - - -	2 2 - - - - -	5 1 - - 1 - 2	2 1 1 - - -	1 1 1 - - -	1 1 1 - - -	1 - - - - -	
サ ー ビ ス 業 83 対事業所 84 自動車修理	4 1 3	1 - 1	- - -	- - -	- - -	- - -	- - -	- - -	1 - 1	2 1 1	- - -	- - -	- - -	
分 類 不 能 の 産 業 99 分類不能の産業	11 11	1 1	1 1	3 3	1 1	1 1	- -	1 1	- -	3 3	- -	- -	- -	

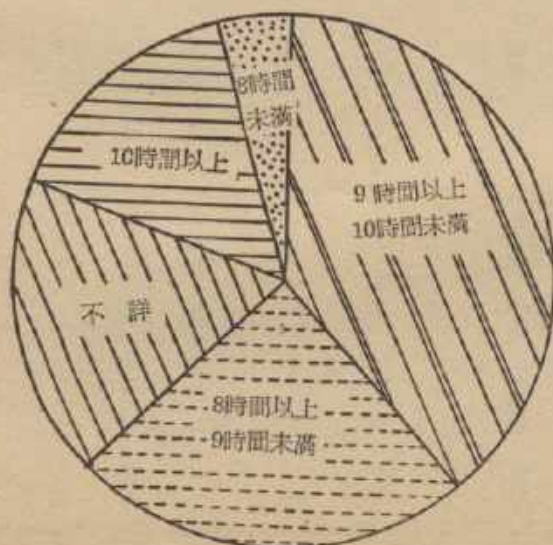
第 7 表 産業別、労働時間別被災年少労働者数

区 分	計	8 時間未満	8 時間以上	9 時間以上	10 時間以上	不 詳
			9 時間未満	10 時間未満		
合 計	459 (100%)	22 (5)	108 (24)	174 (38)	68 (15)	87 (18)
林 業 及 び 狩 獵 業 06 林 業	10 10	- -	1 1	4 4	4 4	1 1
漁 業 及 び 水 産 養 殖 業 08 漁 業	1 1	- -	- -	- -	- -	1 1
鉱 業 及 採 石 業 10 金 石 非 金 属 鉱 業 11 金 石 非 金 属 鉱 業 13 金 石 非 金 属 鉱 業	13 4 5 4	1 1 - -	2 - 2 -	3 1 - 2	1 - 1 -	6 2 2 2
建 設 業 16 綜 合 工 事 業 17 職 業 工 事 業	35 29 6	1 1 -	5 3 2	14 13 1	2 2 -	13 10 3
製 造 業 19 武 器 製 造 業 20 食 料 品 製 造 業 22 紡 織 業 24 木 材 及 木 製 品 製 造 業 25 紙 及 紙 製 品 製 造 業 26 印刷 業 27 出版 業 28 石 炭 及 石 炭 製 品 製 造 業 29 石 炭 及 石 炭 製 品 製 造 業 30 ゴ ム 及 塑 料 製 品 製 造 業 32 ガ ラ ス 及 陶 器 製 品 製 造 業 33 金 属 製 品 製 造 業 34 金 属 製 品 製 造 業 35 機 械 製 品 製 造 業 36 電 機 製 品 製 造 業 37 輸 送 用 機 械 製 品 製 造 業 38 医 療 用 機 械 製 品 製 造 業 39 そ の 他 の 製 造 業	351 1 31 60 41 15 7 8 8 1 3 9 14 43 54 16 32 4 4	15 - 1 3 1 - - - - - - - - 1 5 3 - - - - - - - - - - - -	89 1 5 23 3 - 1 2 4 - - 2 4 7 12 4 19 2 - - - - - - - - - - -	134 - 9 13 21 8 4 4 1 1 2 4 8 19 27 5 6 1 - 2	53 - 8 13 8 4 1 1 1 1 1 2 1 3 3 3 3 - - -	60 - 8 8 8 3 - 1 2 1 - 1 1 12 7 4 1 - - 2
卸 売 及 小 売 業 40 一 般 卸 売 業 41 特 殊 卸 売 業 43 織 物 衣 服 及 靴 類 卸 売 業 47 石 油 卸 売 業	11 7 1 1 2	- - - - -	3 2 - - 1	3 2 - - 1	2 - 1 - -	3 3 - - -
運 輸 通 信 及 其 他 の 公 益 事 業 62 道 路 旅 客 運 送 業 63 道 路 貨 物 自 動 車 運 送 業 67 運 輸 に 附 帯 す る サ ー ビ ス 業 68 通 信 業 70 熱 力 及 光 力 供 給 業 71 水 道 業 及 び 商 生 業	23 8 5 4 2 2 2	5 4 - - 1 - -	4 - 1 2 - - 1	8 1 2 2 - 2 1	5 3 1 - 1 - -	1 - 1 - - - -
サ ー ビ ス 業 83 対 事 業 所 サ ー ビ ス 業 84 自 動 車 修 理 及 び ガ レ ージ 業	4 1 3	- - -	1 - 1	3 1 2	- - -	- - -
分 類 不 能 の 産 業 99 分 類 不 能 の 産 業	11 11	- -	3 3	5 5	1 1	2 2

第5圖 就業後每週時間別被災年少労働者数



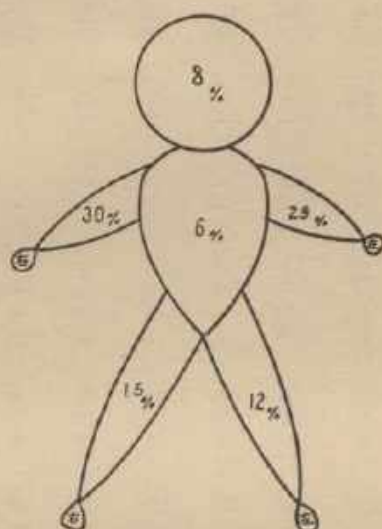
第6圖 労働時間別被災年少労働者数



第8表 部位別傷害件数

区 分	計	首から上	胴 体	手			足			不 詳
				計	左	右	計	左	右	
合 計	551 (100%)	42 (8)	35 (6)	324 (59)	160 (29)	164 (30)	149 (27)	68 (12)	81 (15)	1 (0)
林 業 及 び 狩 獵 業	13	3	2	2	1	1	6	2	4	-
06 林 業	13	3	2	2	1	1	6	2	4	-
漁 業 及 び 水 産 養 殖 業	1	-	-	1	1	-	-	-	-	-
08 漁 業	1	-	-	1	1	-	-	-	-	-
鉱 業 及 採 石 業	15	3	2	5	4	1	5	3	2	-
10 金 属 採 石 業	6	1	2	1	1	-	2	1	1	-
11 金 属 採 石 業	5	1	-	3	2	1	1	1	-	-
13 金 属 採 石 業	4	1	-	1	1	-	2	1	1	-
建 築 業	52	10	9	17	9	8	16	5	11	-
16 建 築 業	43	7	8	14	8	6	14	4	10	-
17 建 築 業	9	3	1	3	1	2	2	1	1	-
製 造 業	402	20	12	277	138	139	92	42	50	1
19 食 料 製 造 業	1	-	-	1	-	1	-	-	-	-
20 食 料 製 造 業	40	2	1	27	11	16	10	5	5	-
22 食 料 製 造 業	64	2	1	50	20	30	11	3	8	-
24 木 材 製 品 製 造 業	47	3	3	29	19	10	12	4	8	-
25 木 材 製 品 製 造 業	15	-	-	13	10	3	2	1	1	-
26 木 材 製 品 製 造 業	8	-	-	6	2	4	2	1	1	-
27 紙 及 紙 製 品 製 造 業	9	-	-	9	5	4	-	-	-	-
28 紙 及 紙 製 品 製 造 業	19	1	1	8	5	3	9	5	4	-
29 石 油 製 品 製 造 業	2	-	-	-	-	-	2	1	1	-
30 石 油 製 品 製 造 業	3	-	-	3	2	1	-	-	-	-
32 ガラス 製 品 製 造 業	10	2	-	7	3	4	1	-	1	-
33 第 一 次 金 属 製 品 製 造 業	16	2	1	7	3	4	6	3	3	-
34 第 一 次 金 属 製 品 製 造 業	44	-	-	39	20	19	5	4	1	-
35 機 械 製 品 製 造 業	59	3	3	35	15	20	17	3	14	1
36 電 機 製 品 製 造 業	16	1	1	13	7	6	1	1	-	-
37 輸 送 機 械 製 品 製 造 業	38	3	1	21	10	11	13	10	3	-
38 医 療 機 械 製 品 製 造 業	7	1	-	5	3	2	1	1	-	-
39 そ の 他 の 製 造 業	4	-	-	4	3	1	-	-	-	-
卸 売 及 小 売 業	17	1	2	3	1	2	11	6	5	-
40 一 般 卸 売 業	10	1	-	1	-	1	8	4	4	-
41 特 殊 卸 売 業	1	-	-	-	-	-	1	1	-	-
43 織 物 衣 服 及 び 身 着 品 卸 売 業	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-
47 石 油 卸 売 業	5	-	1	2	1	1	2	1	1	-
運 輸 業	36	4	7	10	3	7	15	9	6	-
62 道 路 旅 客 運 送 業	14	1	3	4	2	2	6	5	1	-
63 道 路 貨 物 自 動 車 運 送 業	8	1	1	2	1	1	4	-	4	-
67 運 輸 に 附 帯 す る サ ー ビ ス 業	4	-	1	2	-	2	1	1	-	-
68 通 信 業	5	1	1	1	-	1	2	2	-	-
70 電 気 及 び 動 力 供 給 業	3	1	1	1	-	1	-	-	-	-
71 水 道 業 及 び 衛 生 業	2	-	-	-	-	-	2	1	1	-
サ ー ビ ス 業	4	1	1	-	-	-	2	-	2	-
83 対 事 業 所 サ ー ビ ス 業	1	-	-	-	-	-	1	-	1	-
84 自 動 車 修 理 及 び ガ レ ー ジ 業	3	1	1	-	-	-	1	-	1	-
分 類 不 能 の 産 業	11	-	-	9	3	6	2	1	1	-
99 分 類 不 能 の 産 業	11	-	-	9	3	6	2	1	1	-

第7圖 部位別傷害件数



第9表 治癒状況

総数	完全にもと通りになつた	けがはなおつたが障害が残つた	その他	不詳
459 (100%)	140 (30)	245 (54)	69 (15)	5 (1)

第10表 休業有無別被災年少労働者数

総数	休まない	休んだ				不詳
		計	8日未満	8日以上 4週間未満	4週間以上	
459 (100%)	6 (1)	436 (95)	14 (3)	81 (18)	341 (74)	17 (4)

第11表 産 業 別 災 害

前 業 別		区 分	物 的 原 因										
			計	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
合	計	1,548 (100%)	84 (5)	89 (6)	84 (5)	129 (8)	35 (2)	12 (1)	24 (2)	46 (3)	63 (4)	55 (4)	21 (1)
林 業 及 び 狩 獵 業		24	-	-	2	5	-	1	-	-	-	1	-
06 林		24	-	-	2	5	-	1	-	-	-	1	-
漁 業 及 び 水 産 養 殖 業		1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
08 漁		1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
鉱 業 及 び 石 炭 採 掘 業		36	3	3	3	7	-	-	-	-	2	1	-
10 金 属 鉱 業		7	-	2	1	2	-	-	-	-	-	1	-
11 石 炭 採 掘 業		15	1	-	1	4	-	-	-	-	-	-	-
13 金 属 採 掘 業		14	2	1	1	1	-	-	-	-	2	-	-
建 設 業 及 び 修 繕 業		120	5	3	10	18	4	2	2	5	9	7	-
16 綜 合 工 事		99	4	1	8	15	3	2	2	4	8	6	-
17 建 築 工 事		21	1	2	2	3	1	-	-	1	1	1	-
製 造 業		1,226	69	78	62	85	30	9	19	37	46	42	17
19 食 料 品 製 造 業		4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
20 食 料 品 製 造 業		110	7	2	6	9	3	3	2	1	1	2	1
22 織 物 製 造 業		203	14	14	7	9	7	1	2	6	5	3	3
24 木 材 製 品 製 造 業		108	5	4	6	14	2	-	1	1	4	4	2
25 木 材 製 品 製 造 業		45	3	5	3	3	-	-	1	-	2	2	-
26 紙 及 紙 製 品 製 造 業		39	2	1	1	1	1	-	-	2	2	1	-
27 紙 及 紙 製 品 製 造 業		31	2	2	3	1	-	1	-	1	-	1	-
28 化 学 工 業		24	-	2	1	3	1	-	-	-	1	-	-
29 石 油 及 石 炭 製 品 製 造 業		4	-	-	-	1	-	-	-	-	-	1	-
30 ゴ ム 及 其 製 品 製 造 業		11	-	1	-	-	-	-	-	-	1	1	-
32 ガ ラス 及 其 製 品 製 造 業		32	2	2	1	2	1	1	1	1	-	1	1
33 第 一 次 金 属 製 造 業		55	4	4	5	4	1	-	2	2	3	4	1
34 第 二 次 金 属 製 造 業		141	8	14	7	6	3	1	3	4	4	4	5
35 機 械 製 造 業		210	11	12	9	17	5	1	6	11	12	10	3
36 電 機 機 器 製 造 業		62	4	6	5	3	1	-	-	2	3	2	-
37 輸 送 機 械 製 造 業		122	6	8	6	11	4	1	1	5	6	4	1
38 医 療 機 械 製 造 業		18	1	1	1	1	1	-	-	-	-	2	-
39 そ の 他 の 製 造 業		14	-	-	1	-	-	-	-	1	1	-	-
卸 売 及 び 小 売 業		22	1	1	1	1	-	-	-	-	1	-	1
40 一 般 卸 売 業		13	1	1	-	1	-	-	-	-	1	-	-
41 特 殊 卸 売 業		3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
43 織 物 及 衣 服 卸 売 業		2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
47 石 油 卸 売 業		4	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	1
運 輸 及 び 通 信 業		67	3	2	2	10	-	-	3	2	3	3	2
62 道 路 旅 客 運 送 業		28	2	-	1	6	-	-	-	1	-	1	1
63 道 路 貨 物 運 送 業		10	-	-	-	1	-	-	1	-	-	-	-
67 運 輸 に 附 帯 す る サ ー ビ ス 業		14	-	1	-	2	-	-	1	1	1	-	-
68 通 信 業		4	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	1
70 通 信 業		7	1	1	1	1	-	-	-	-	1	1	-
71 水 道 業 及 び 公 益 事 業		4	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	-
サ ー ビ ス 業		10	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-
83 対 事 業 所 サ ー ビ ス 業		3	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-
84 自 動 車 修 理 及 び ガ レ ージ 業		7	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-
分 類 不 能 の 産 業		42	3	2	3	2	1	-	-	2	2	1	1
99 分 類 不 能 の 産 業		42	3	2	3	2	1	-	-	2	2	1	1

發生原因分類

管 理 的 原 因				心 理 的 原 因						生 理 的 原 因						不
12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	評	
114 (7)	168 (11)	59 (4)	59 (4)	250 (16)	24 (2)	27 (2)	19 (1)	26 (2)	17 (1)	15 (1)	55 (4)	36 (2)	11 (1)	5 (0)	21 (1)	
1 1	2 2	1 1	2 2	4 4	- -	- -	1 1	- -	- -	- -	1 1	1 1	- -	1 1	1 1	
- -	- -	1 1	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	
2 - 2	3 - 3	1 - 1	1 - 1	6 1 4 1	- - - -	- - - -	1 - - 1	1 - - 1	- - - -	- - - -	- - - -	- - - -	- - - -	- - - -	2 - - 2	
5 4 1	8 8 -	3 3 -	6 4 2	15 12 3	1 1 -	1 1 -	1 - 1	1 1 -	3 2 1	1 1 -	5 5 -	2 2 -	1 1 -	- - -	2 1 1	
102 1 9 18 9 5 3 2 4 1 3 1 4 8 14 6 10 10 2 2 - - - - 3 1 1 1 - - - - 1 1 1 1 - 																

災害発生原因分類(第11表参照)

物的原因

- (1) 機械又は設備がよくなかった。
- (2) 安全装置又は安全器具がなかった。またあつたがよく
なかつた。
- (3) 作業場所が狭かつた。
- (4) 足場が悪かつた。
- (5) 作業場の温度が高かつた。
- (6) " 低かつた。
- (7) 照明が不十分であつた。
- (8) 工具が不完全又は不適当であつた。
- (9) 材料又は取扱つていたものが不適当だつた(重すぎる
等)
- (10) 作業場の整頓がよくなかつた。
- (11) 服装が不備又は不良だつた。

管理的原因

- (12) 作業についての知識がたりなかつた。
- (13) 作業によくなれていなかった。
- (14) 人手が不十分だつた。
- (15) 連絡がよくとれていなかった。

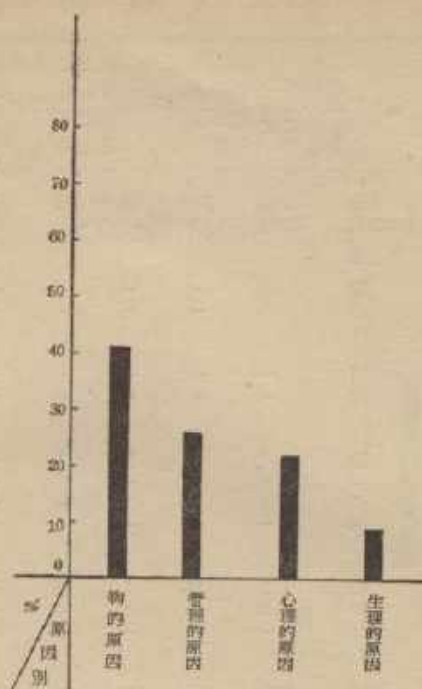
心理的原因

- (16) 注意力が足りなかつた。
- (17) 心配事があつた。
- (18) 不満なことがあつた。
- (19) 規則又は命令を守らなかつた。
- (20) 仕事が好きでなかつた。

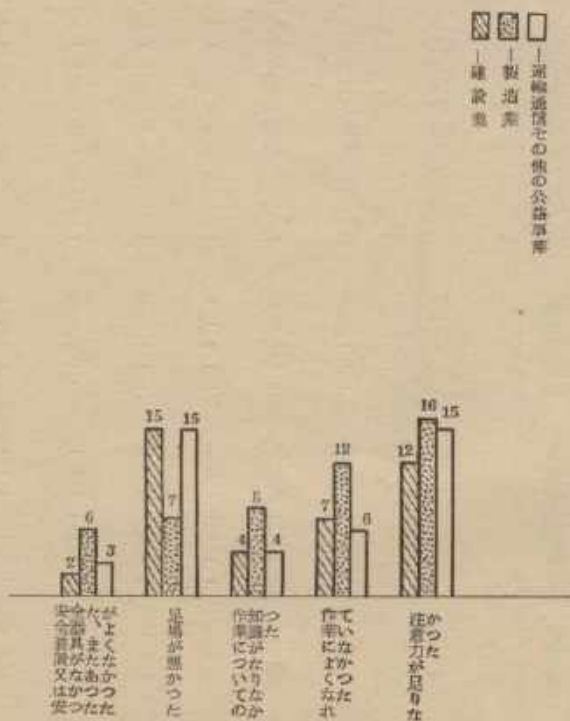
生理的原因

- (21) 体力が不適だつた。
- (22) 体格が "
- (23) 疲労していた。
- (24) 睡眠不足であつた。
- (25) 健康を害していた。
- (26) 月経時だつた。

第8図 発生原因分類



第8図の2 産業別災害発生原因分類



注) この図表はそれぞれの産業の件を100として災害発生原因別にみたものである。

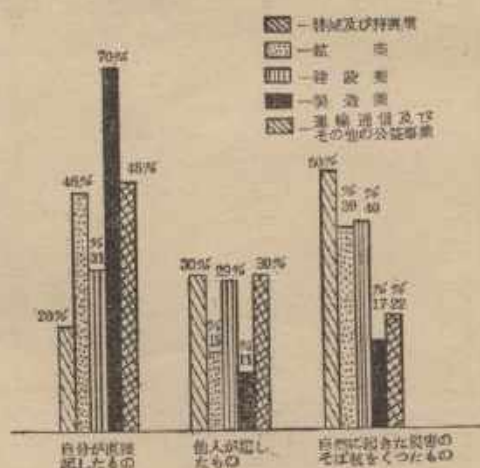
第12表 産業別、直接原因別

原因別		計	運転中の 機械及び 動力伝達 装置によるもの	取扱中の 物体によるもの	工具によるもの	積み上り、 乗り、車 輪によるもの	高熱物 によるもの	異物目 に入 りたるもの	高所よ り墜落 の	飛降り、 飛び込み によるもの	物体に 触れ、打 つけたもの	物体に 下、飛 落、飛 来によるもの
合	計	459 (100%)	244 (53)	37 (8)	18 (4)	28 (5)	18 (4)	3 (1)	15 (3)	2 (0)	2 (0)	23 (5)
林業及び狩猟業	06	10 10	3 3	-	-	-	-	-	1 1	-	-	2
漁業及び水産養殖業	08	1 1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
鉱業	10	13 4	1 -	4 -	2 -	1 1	-	-	1 1	-	-	-
11	金石	5 5	1 -	1 -	2 -	-	-	-	-	-	-	-
13	炭金 属鉄	4 4	-	3 -	-	-	-	-	-	-	-	-
建設業	16	35 29	2 2	3 3	1 1	4 4	-	-	6 3	-	-	9 8
17	総合 工事	6 6	-	-	-	-	-	-	3 3	-	-	1
製造業	19	351 1	223 1	25 -	12 -	13 -	15 -	3 -	6 -	2 -	1 -	8 -
20	食品製造	32 32	27 27	1 -	-	-	1 1	-	-	-	-	-
22	繊維製品製造	60 60	49 49	-	1 1	1 1	1 1	-	1 1	-	-	-
24	木材及び木製品製造	40 40	22 22	5 5	1 1	4 4	-	-	-	-	-	3
25	家具及び類似品製造	15 7	7 4	1 1	5 1	1 1	-	-	-	-	-	-
26	紙及び紙製品製造	7 7	4 7	1 -	-	-	-	-	-	-	-	-
27	印刷及び出版	6 6	7 7	-	-	-	-	-	-	-	1	-
28	化学工業	6 6	2 -	-	1 1	-	3 3	-	1 1	-	-	-
29	石油製品製造	1 1	-	-	-	-	1 1	-	-	-	-	-
30	ゴム製品製造	3 3	3 3	-	-	-	-	-	-	-	-	-
32	プラスチック製品製造	9 9	7 7	-	-	-	-	-	1 1	-	-	-
33	ガラス製品製造	14 43	7 37	3 -	1 1	1 -	2 -	-	-	1 1	-	-
34	金属製品製造	54 54	25 25	8 8	1 1	-	3 3	1 1	1 1	-	-	3
36	電気機械器具製造	16 16	10 10	-	1 1	1 1	-	1 1	-	-	-	-
37	輸送機械器具製造	32 32	10 10	6 6	-	4 4	3 3	1 1	1 1	-	-	2
38	医療機械器具及び時計	4 4	2 -	-	-	-	-	1 1	-	1 1	-	-
39	その他の製造業	4 4	3 3	-	-	-	-	-	-	-	-	-
卸売及び小売業	40	11 7	1 1	1 1	-	1 1	2 1	-	-	-	-	1
41	一般卸売	1 1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
43	特殊卸売	1 1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
47	織物衣服及び身の廻り品卸売	2 2	-	-	-	-	1 1	-	-	-	-	-
運輸通信及びその他の公益事業	62	23 8	7 5	2 1	1 1	4 1	-	-	1 -	-	1 -	3
63	道路旅客運送	5 5	1 1	1 1	-	-	-	-	-	-	-	-
67	道路貨物自動車運送	4 4	-	-	-	1 1	-	-	1 1	-	1 1	-
68	運輸に附帯するサービス	2 2	-	-	-	1 1	-	-	-	-	-	-
70	通信	2 2	1 1	-	-	-	-	-	-	-	-	-
71	熱、光及び動力供給	2 2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
71	水道及び衛生	2 2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
サービス業	83	4 1	1 -	1 -	1 -	-	-	-	-	-	-	-
84	対事業所サービス	3 3	1 1	1 1	1 1	-	-	-	-	-	-	-
84	自動車修理及びガレージ業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
分類不能の産業	99	11 11	6 6	1 1	1 1	-	1 1	-	-	-	-	-
99	分類不能の産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

第13表 産業別災害発生主因分類

産業別	計	自分が直接 起したもの	他人が起 したもの	自然に起きた 災害のそば杖 をくつたもの	不詳
合 計	459 (100%)	289 (63)	66 (14)	97 (21)	7 (2)
林業及び狩猟業	10	2	3	5	-
漁業及び水産養殖業	1	-	-	-	1
鉱業	13	6	2	5	-
建設業	35	11	10	14	-
製造業	351	246	38	61	6
卸売及び小売業	11	5	3	3	-
運輸通信及その他の公益事業	23	11	7	5	-
サービス業	4	3	1	-	-
不詳	11	5	2	4	-

第10図 産業別、災害発生主因分類

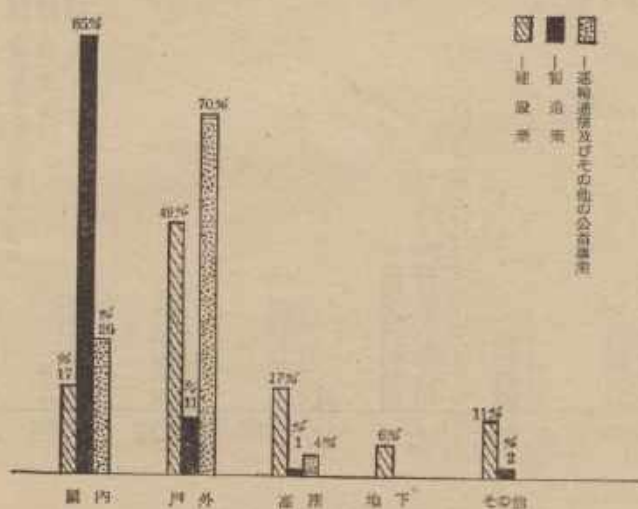


注) この図表はそれぞれの産業の計を100として、災害発生主因別にみたものである。

第14表 作業場所別災害発生件数

区 分	計	屋 内	戸 外	高 所 (高さ5 メートル以上)	地下 （坑内、 地下道、 その他）	その他	不 詳
合 計	459 (100%)	326 (71)	99 (22)	14 (3)	4 (1)	15 (3)	1 (0)
林業及び狩猟業	10	—	7	—	—	2	1
漁業及び水産養殖業	1	—	—	—	—	1	—
鉱 業	13	3	6	2	1	1	—
建 設 業	35	6	17	6	2	4	—
製 造 業	351	300	38	5	1	7	—
卸売及び小売業	11	2	9	—	—	—	—
運輸通信及びその他の 公 益 事 業	23	6	16	1	—	—	—
サ ー ビ ス 業	4	2	2	—	—	—	—
分類不能の産業	11	7	4	—	—	—	—

第11図 作業場所別、災害発生件数

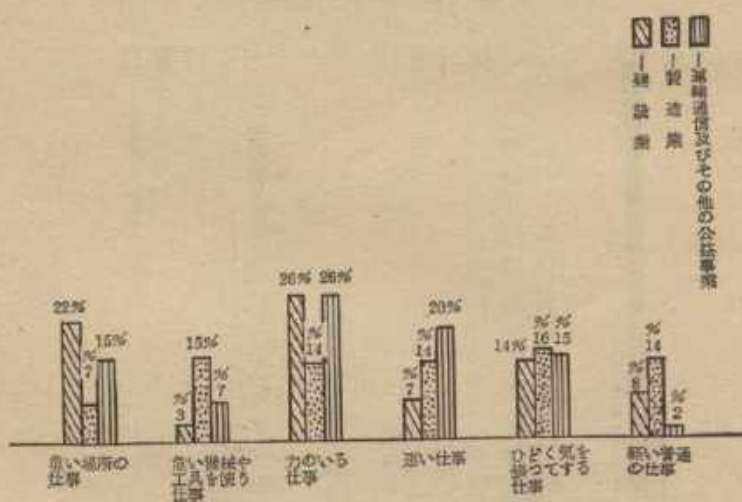


(注) この図表は、それぞれの産業の計を100として作業場所別に
みたものである。

第15表 産業別、作業種類別

区 分	計	危い場所の 仕 事	危い機械や工 具を使う仕事	危い材料を 扱う仕事	力のいる 仕 事
合 計	842 (100%)	77 (9)	102 (12)	44 (5)	137 (16)
林業及び狩猟業	16	3	—	—	4
漁業及び水産養殖業	4	—	—	—	1
鉱 業	26	3	1	1	7
建 設 業	73	16	2	4	19
製 造 業	636	46	93	31	88
卸売及び小売業	16	1	1	2	1
運輸通信及びその他の公益事業	46	7	3	3	12
サ ー ビ ス 業	5	—	—	—	1
分類不能の産業	23	1	2	3	4

第12図 産業別、作業種類別、被災年少者の就労状況



注) この図表はそれぞれの産業の計を100として作業の種類別に就労状況をみたものである。

被災年少者の就労状況

速い仕事	ひどく気を張 つてする 仕事	精密な技術と 熟練のいる 仕事	軽い普通の 仕事	ひどく単調な 仕事	その他	不詳
110 (13)	128 (15)	59 (7)	110 (13)	49 (6)	20 (2)	6 (1)
-	2	1	5	-	1	-
-	-	-	-	-	-	-
4	4	1	4	-	1	-
8	10	2	6	6	3	-
86	99	50	87	39	12	5
1	2	1	2	1	3	1
9	7	3	1	1	-	-
2	-	-	2	-	-	-
3	4	1	3	2	-	-

第16表 災害発生原因に關

区 分	合 計	機械、設 備の不備	安全装置 の不備、不 良	作業場の 不良、不 整 頓	足 場 が 悪 い	工具の不 適切、不 備 不 良	服装の不 備、不良	
合 計	562 (100%)	30 (5)	20 (4)	21 (4)	27 (5)	9 (2)	7 (1)	
林 業 及 び 狩 獵 業 06 林 業	10 10	- -	- -	- -	- -	- -	- -	
漁 業 及 び 水 産 養 殖 業 08 漁 業	1 1	- -	- -	- -	- -	- -	- -	
鉱 業 10 金 石 採 掘 業 11 金 石 採 掘 業 13 金 石 採 掘 業	14 4 6 4	- - - -	1 1 - -	1 1 - -	3 2 1 1	1 - - 1	- - - -	
建 設 業 16 綜 合 工 事 17 専 門 工 事	45 36 9	5 5 -	1 1 -	3 3 -	4 3 1	- - -	- - -	
製 造 業 19 武 器 製 造 業 20 食 料 品 製 造 業 22 紡 織 業 24 木 材 及 び 木 製 品 製 造 業 25 紙 及 び 紙 製 品 製 造 業 26 印刷 業 27 化 工 業 28 石 油 及 び 炭 炭 製 品 製 造 業 29 ガ ス 及 び 石 炭 製 品 製 造 業 30 金 属 製 品 製 造 業 32 金 属 製 品 製 造 業 33 金 属 製 品 製 造 業 34 電 機 機 械 製 品 製 造 業 35 電 機 機 械 製 品 製 造 業 36 電 機 機 械 製 品 製 造 業 37 医 療 機 械 製 品 製 造 業 38 機 械 製 品 製 造 業 39 そ の 他 の 製 造 業	436 2 37 76 49 13 12 8 8 1 3 14 18 57 65 18 45 6 4	22 - 3 5 3 - 2 - - - - 1 - 1 3 2 1 -	18 - - 3 - 1 - - - - - 1 1 5 5 1 1 -	17 - - 2 2 - - - - - - - 4 2 3 3 - 3 -	16 - 1 1 4 1 - - - - - 2 3 - - 4 - -	7 - - - - - 1 - - - - 1 1 1 1 2 -	7 - 1 - 2 - - - - - - - 1 2 1 - -	
卸 売 及 び 小 売 業 40 一 般 卸 売 業 41 特 殊 卸 売 業 43 農 産 物 卸 売 業 47 石 油 卸 売 業	11 7 1 1 2	- - - - -	- - - - -	- - - - -	- - - - -	- - - - -	- - - - -	- - - - -
運 輸 通 信 及 び そ の 他 の 公 益 事 業 62 道 路 貨 物 運 送 業 63 道 路 貨 物 運 送 業 67 運 輸 通 信 業 68 通 信 業 70 光 熱 水 道 業 71 水 道 業	27 9 5 6 2 2 3	2 - - 1 - 1 -	- - - - - - -	- - - - - - -	1 - - 1 - - -	1 1 - - - -	- - - - - -	
サ ー ビ ス 業 83 対 事 業 所 サ ー ビ ス 業 84 自 動 車 修 理 及 び ガ レージ 業	4 1 3	- - -	- - -	- - -	- - -	- - -	- - -	
分 類 不 能 の 産 業 99 分 類 不 能 の 産 業	14 14	1 1	- -	- -	- -	3 3	- -	

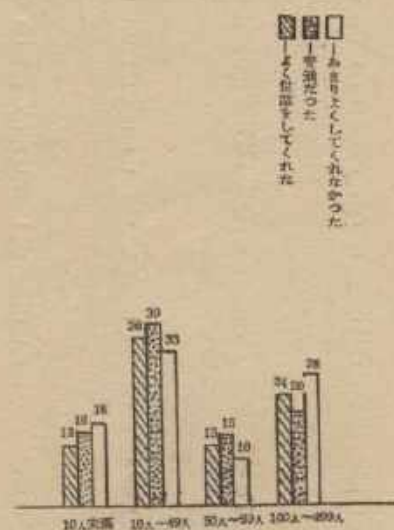
する被災年少者の意見

作業の知 識の不足	作業の 未熟	人 員 不 足	速 終 不十分	注 意 力不足	体 力 不 適	疲 勞	睡 眠 不 足	健康の 不良	その他	不詳
20 (4)	28 (5)	24 (4)	26 (5)	209 (37)	10 (2)	7 (1)	6 (1)	10 (2)	52 (9)	56 (9)
-	-	-	-	1	-	-	-	-	5	4
-	-	-	-	1	-	-	-	-	5	4
-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	1	1	2	-	-	-	-	-	4
-	-	1	1	2	-	-	-	-	-	1
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3
2	1	-	5	12	1	-	-	-	7	4
1	1	-	4	5	1	-	-	-	5	4
1	-	-	1	4	-	-	-	-	2	-
18	26	18	18	171	7	6	5	10	32	38
1	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-
1	3	-	2	15	1	2	1	2	3	2
5	5	5	6	33	2	1	-	-	3	5
-	2	2	-	12	-	-	-	3	9	10
-	1	-	-	5	1	-	1	-	2	1
-	1	-	-	5	1	-	-	-	2	2
1	-	-	-	4	-	1	-	-	-	-
-	-	-	1	4	-	-	-	-	2	1
-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	2	-	-	-	-	1	-
1	1	2	-	4	-	-	1	1	1	1
-	1	1	1	4	1	-	-	-	1	-
3	7	2	2	21	-	-	1	-	1	6
1	1	3	2	27	-	-	-	3	5	9
2	2	1	-	7	-	-	1	-	1	1
2	1	2	4	19	1	2	-	1	1	-
1	-	-	-	4	-	-	-	-	-	-
-	1	-	-	3	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	1	1	-	7	-	-	-	-	-	2
-	1	1	-	4	-	-	-	-	-	1
-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	1
-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-
-	-	3	1	10	2	-	1	-	-	2
-	-	1	-	3	1	-	-	-	-	1
-	-	-	1	3	1	-	1	-	-	1
-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-
-	-	1	-	1	-	-	-	-	-	-
-	-	1	-	2	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	3	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	2	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	1	3	-	1	-	-	-	2
-	-	-	1	3	-	1	-	-	-	2

第17表 被災時における使用者の被災年少者に対する態度

区 分	規 模 別	計	10人未満	10～49人	50～99人	100～499人	500～999人	1,000人以上	不 詳
合 計		459 (100%)	63 (14)	167 (36)	64 (14)	108 (24)	23 (5)	31 (7)	1 (0)
よく世話をしてくれた		261	33	93	34	62	18	21	—
普通だった		137	22	64	21	27	5	7	1
あまりよくしてくれなかつた		49	7	13	4	11	2	2	—
冷淡だった		19	1	6	5	6	—	1	—
不 詳		2	—	1	—	2	—	—	—

第13図 規模別、使用者の被災年少者に対する態度

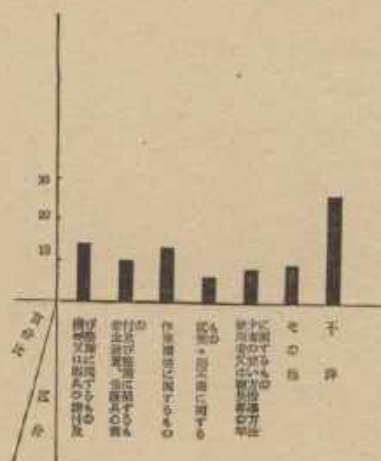


注) この図表は規模別の態度の合計を100として、規模別にその割合をみたものである。

第18表 被災年少者の災害防止等に関する意見

区 分	実 数	百 分 比
計	632	100
機械又は器具の備付及び整備に関するもの	86	14
安全装置、保護具の備付及び整備に関するもの	62	10
作業環境（騒音、照明、採光、粉塵、騒音、温度）に関するもの	80	13
就業条件の不満に関するもの	36	6
使用者又は職長等の年少者の使い方、指導方法に関するもの	50	8
労働時間、休日、休暇に関するもの	25	4
賃金、退職金に関するもの	12	2
労働基準法に関するもの	4	1
健康診断、衛生に関するもの	6	1
安全衛生教育に関するもの	14	2
職業教育に関するもの	9	1
災害発生時の使用者、職長、組長等の態度に関するもの	8	1
労災保険に関するもの	14	2
そ の 他	60	9
不 評	166	26

第14図 年少者の災害防止等に関する意見



附 表

年少者の労働災害調査票

1. 氏名

男女 (どちらか一方を○印で囲んで下さい)

才(満) (けがをした時の年齢を書いて下さい)

2. けがをした時の勤め先の名前

3. あなたはけがをしてから後勤め先をかえましたか。

1. かえない 2. かえた

4. あなたがけがをしたのは勤め始めてからどの位たつてからですか。

年 月 日 (けがをした日も入れて横で計算して下さい。)

5. けがをした時あなたがしていた仕事を、けがをした日までにどの位やつていましたか

年 月 日 (その仕事についた日からけがをした日まで計算して下さい。)

6. あなたがけがをした日は、すぐ前の休日から何日目に当たりますか。(けがをした日まで数えて下さい)

7. あなたがけがをした日の始業と終業の時刻は

始業 午前 時 分 又は午後 時 分

終業 午後 時 分 又は午前 時 分

8. あなたはその日何時頃けがをしましたか

午前 時頃

午後 時頃

9. あなたは何をしていて何でけがをしたのですか。(けがをした機械、器具、材料、仕事の種類等の名を挙げて詳しく書いて下さい。)

10. あなたはその時何処で仕事をしていましたか。(これと想うものに○印をつけて下さい。)

(1) 屋 内 (2) 戸 外

(3) 高 所(高さ5米以上) (4) 地 下 (ずい道、坑内、その他これに準ずるところ)

(5) その他

11. あなたがしていた仕事は次のどれにあたりますか (これと想うものに○印をつけて下さい。いくつつけても差支ありません)

(仕事の名前)

1. 危い場所の仕事

2. 危い機械や工具を使う仕事

3. 危い材料を扱う仕事

4. 力のいる仕事

5. 速い仕事

6. ひどく気を張つてする仕事

7. 精密な技術と熟練のいる仕事

8. 軽い普通の仕事

9. ひどく単調な仕事

10. その他

12. あなたがけがをしたのは体のどの部分ですか。(けがをしたところが二ヶ所以上ある場合にはその数だけ適当なところに○印をつけて下さい。)

1. 首から上 3. 手(左 右)

2. 胴 体 3. 足(左 右)

13. あなたがうけた災害は次のどれにあたりますか。(これと想うものに○印をつけて下さい。)

(1) 自分が直接起したもの

(2) 他人が起したもの

(3) 自然に起きた災害のそば杖をつくつたもの

14. あなたがけがをした原因は次のどれにあたるとおもいますか (これとと思うものに○印をつけて下さい。いくつでも差支えありません。)

- | | |
|-----------------------------------|---------------------|
| (1) 機械又は設備がよくなかつた。 | (13) 作業によくなれていなかった。 |
| (2) 安全装置又は安全器具がなかつた。またあつたがよくなかつた。 | (14) 人手が不十分だつた。 |
| (3) 作業場所が狭かつた。 | (15) 連絡がよくとれていなかった。 |
| (4) 足場が悪かつた。 | (16) 注意力が足りなかつた。 |
| (5) 作業場の温度が高かつた。 | (17) 心配事があつた。 |
| (6) 夕 低かつた。 | (18) 不満なことがあつた。 |
| (7) 照明が不十分であつた。 | (19) 規則又は命令を守らなかつた。 |
| (8) 工具が不完全又は不適當であつた。 | (20) 仕事が好きでなかつた。 |
| (9) 材料又は取扱つていたものが不適當だつた。(重すぎる等。) | (21) 体力が不備だつた。 |
| (10) 作業場の整頓がよくなかつた。 | (22) 体格が 夕 |
| (11) 服装が不備又は不良だつた。 | (23) 疲労していた。 |
| (12) 作業についての知識がたりなかつた。 | (24) 睡眠不足であつた。 |
| | (25) 健康を害していた。 |
| | (26) 月経時だつた。 |

15. あなたはけがを治療するためにどの位勤め先を休みましたか。(これとと思うものに○印をつけて下さい。(2)の場合には休んだ期間も記入して下さい。)

(1) 休まない

(2) 休んだ 年 月 日

16. あなたのけがのなおり具合はどんなですか。(これとと思うものに○印をつけて下さい。)

(1) 完全にもと通りになつた。

(2) けがはなおつたが障害が後にのこつた。(例へば指を切つてしまつたため、一本指がなくなつてしまつたとか片方の耳がきこえなくなつた、という様なこと。)

(3) その他

17. あなたはあの時どうすればけがをしないですんだとおもいますか。

18. 使用者はあなたがけがをした時どんな態度でしたか。(これとと思うものに○印をつけて下さい。)

1. よく世話をしてくれた。

2. 普通だつた。

3. あまりよくしてくれなかつた。

4. 冷淡だつた。

19. あなたは安全や災害について使用者にどんなことを希望しますか。(工場の設備、機械、器具、災害防止の方法その他何でも気づいたことを書いて下さい。)

第1表 業種別、原因別、程

原因別			業種別	程度別	製												
					金属精錬業				金属工業				機械器具工業				
					計	死亡	八日以上	八日未満	計	死亡	八日以上	八日未満	計	死亡	八日以上	八日未満	
大分類	中分類	小分類															
A 動力運転災害	1 動力伝導装置災害	1a 原動機	-	-	-	-	-	-	-	4	-	2	2	17	-	12	-
		1b 運搬車	-	-	-	-	-	-	-	19	-	17	2	73	2	53	-
		1c 歯小	-	-	-	-	-	-	-	6	-	6	-	16	-	12	-
		1d 小計	-	-	-	-	-	-	-	21	-	17	4	64	2	54	-
	2 動力揚重機災害	2a 動力起重機	-	-	-	-	-	-	-	8	-	6	2	13	-	6	-
		2b 動力エレベーター	-	-	-	-	-	-	-	1	-	1	-	4	-	1	-
		2c ホイストその他	-	-	-	-	-	-	-	1	-	1	-	6	-	4	-
		2d 小計	-	-	-	-	-	-	-	10	-	8	2	23	-	11	-
	3 動力運搬機災害	3a 軌道動力運搬機	-	-	-	-	-	-	-	14	-	14	-	6	2	3	-
		3b 無軌道動力運搬機	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	52	5	37	-
		3c コンベヤその他	1	-	1	-	-	-	-	1	-	1	-	2	-	1	-
		3d 小計	1	-	1	-	-	-	-	15	-	15	-	60	7	41	-
	4 一般動力機災害	4a 動力販子機	-	-	-	-	-	-	-	23	-	22	1	25	-	21	-
		4b 動力木工用鋸	-	-	-	-	-	-	-	6	-	4	2	36	-	30	-
		4c 動力力圧機	-	-	-	-	-	-	-	188	-	176	12	350	-	313	-
		4d 動力の他の動力機	2	-	1	1	-	-	-	5	-	5	-	8	-	7	-
B 作業行動災害	5 手動揚重機災害	5a 手動揚重機	2	-	2	-	-	-	7	-	6	1	24	-	19	-	
		5b 5aの影、転覆、衝突	-	-	-	-	-	-	-	4	-	3	1	15	-	14	-
		5c 5bの車れき車衝突	1	-	1	-	-	-	-	4	-	2	2	16	-	10	-
		5d 5cのその他	-	-	-	-	-	-	-	4	-	4	-	27	-	17	-
	6 手動機工具災害	6a 手動機	-	-	-	-	-	-	-	124	-	104	20	66	-	52	-
		6b 手動工具	-	-	-	-	-	-	-	50	-	36	14	229	-	132	-
		6c 小計	-	-	-	-	-	-	-	174	-	140	34	295	-	184	-
	7 取扱重機災害	7a 機械の準備調整	2	-	1	1	-	-	-	31	-	18	13	66	-	48	-
		7b 機械の他の取扱	1	-	1	-	-	-	-	34	-	28	6	174	1	97	-
		7c その他の取扱	11	-	8	3	-	-	-	333	1	224	108	761	-	485	-
		7d 小計	14	-	10	4	-	-	-	398	1	270	127	1,001	1	630	-
	8 飛来崩壊災害	8a 飛来、落物、下墜	8	-	5	3	-	-	-	126	-	89	37	282	-	154	-
		8b 崩壊、倒壊、落物	-	-	-	-	-	-	-	32	-	21	11	114	1	69	-
		8c 小計	8	-	5	3	-	-	-	158	-	110	48	396	1	223	-
		9 墜落踏込災害	9a 墜落、踏込	2	-	2	-	-	-	-	62	-	44	18	114	-	68
	9b 踏込		1	-	1	-	-	-	-	23	-	11	12	88	-	39	-
9c 小計	3		-	2	1	-	-	-	85	-	55	30	202	-	107	-	
10 墜落災害	10a 足場、梯子、歩板	-	-	-	-	-	-	-	6	-	4	2	31	1	19	-	
	10b 階段、棧橋、開口部	-	-	-	-	-	-	-	2	-	1	1	8	-	5	-	
	10c その他の墜落	-	-	-	-	-	-	-	8	-	5	3	36	-	26	-	
	10d 小計	-	-	-	-	-	-	-	16	-	10	6	75	1	50	-	
C 特殊危険災害	11 電気災害	11a 電気	-	-	-	-	-	-	8	2	3	3	19	1	4	-	
		11b 毒害ガス、蒸気	1	-	1	-	-	-	-	7	-	3	4	17	-	12	-
		11c 有害ガス、蒸気	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	1	6	-	3	-
		11d 小計	1	-	1	-	-	-	-	8	-	3	5	23	1	15	-
	12 爆発引火災害	12a 爆発引火性物品	2	1	1	-	-	-	-	1	-	1	-	18	2	15	-
		12b 爆発引火性容器	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-
		12c 小計	2	1	1	-	-	-	-	2	-	1	1	18	2	15	-
		12d 小計	2	1	1	-	-	-	-	2	-	1	1	18	2	15	-
	13 高熱災害	13a 高熱	3	-	2	1	-	-	-	108	1	75	32	137	1	97	-
		13b 火災	-	-	-	-	-	-	-	2	-	-	2	-	-	-	-
		13c 倒壊	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	1	-
		13d 小計	-	-	-	-	-	-	-	25	-	40	35	121	-	63	-
D 雑原因	17 雑災害	17a 雑	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		17b 小計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		合計	43	1	32	10	1,626	4	1,228	394	3,908	19	2,658	-	-	-	-

注) 1. 業種外の負傷及び疾病並びに業務上の疾病中、肺結核、鉛中毒等発生期日の明らかでない職業性疾患又は食中毒及び急性感染症は含まれない。

度別死傷災害件数 (昭和28年 1月~12月)

造

八 未	日 満	ガ ス 業				電 気 業				水 道 業				化 学 工 業			
		計	死亡	八日 以上	八日 未満	計	死亡	八日 以上	八日 未満	計	死亡	八日 以上	八日 未満	計	死亡	八日 以上	八日 未満
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
18	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	7	-	5	2
2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5	-	4	1
10	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	7	-	6	1
35	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	19	-	15	4
7	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	1	-
3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	1	-
2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3	-	2	1
12	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5	-	4	1
1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
10	1	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	12	1	11	-
1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4	-	4	-
12	1	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	16	1	15	-
4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
6	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	37	-	31	6
37	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	6	-	5	1
1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	15	-	9	6
64	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	1	-
141	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3	-	3	-
253	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	55	-	29	26
5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	117	-	78	39
1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	1	1	-	-	-	-
6	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	7	-	3	4
10	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
22	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	1	1	7	-	3	4
14	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	14	-	6	8
97	1	-	-	1	-	1	-	1	-	-	-	-	-	45	-	12	2
111	1	-	-	1	-	1	-	1	-	-	-	-	-	21	-	24	24
18	1	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	59	-	33	26
76	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	13	-	5	8
276	2	-	-	1	1	4	-	4	-	-	-	-	-	20	-	15	5
370	3	-	-	2	1	4	-	4	-	-	-	-	-	133	-	75	58
128	2	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	166	-	95	71
44	1	-	-	1	1	1	-	-	-	-	-	-	-	24	-	12	12
172	3	-	-	1	2	1	-	-	1	-	-	-	-	10	-	7	3
46	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	34	-	19	15
49	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
95	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	22	-	8	14
11	-	-	-	-	-	1	-	1	-	1	-	-	1	15	-	5	10
3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	37	-	13	24
10	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5	-	1	4
24	-	-	-	-	-	1	-	1	-	1	-	-	1	4	-	4	-
14	-	-	-	-	-	2	-	2	-	-	-	-	-	6	-	4	2
5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	15	-	9	6
3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	1
8	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	12	-	7	5
1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4	-	1	3
34	1	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	16	-	8	8
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	19	8	9	2
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	1
58	-	-	-	-	-	1	-	1	-	1	-	1	-	20	8	9	3
1,221	9	-	-	5	4	9	-	8	1	4	-	2	2	23	-	11	12
														-	-	-	-
														-	-	-	-
														-	-	-	-
														37	1	12	24
														579	10	327	242

2. 労働基準法第八条第二号中鉱山保安法の適用をうける工場、事業場を除く。

(2)

原 因 別 程 度 別				業 種 別				無業又は土石工業				製材又は木製品工業				紡 織 工 業			
				計	死亡	八日 以上	八日 未満	計	死亡	八日 以上	八日 未満	計	死亡	八日 以上	八日 未満				
大分 類	中 分 類	小 分 類																	
A	動力運 転災 害	1 動力伝 送装置 災害	1a 原動機	-	-	-	-	1	-	1	-	2	-	2	-	-	-	-	
			1b 原動機	2	-	2	-	15	1	11	3	46	1	32	-	15	-		
			1c 車	1	-	1	-	2	-	2	-	20	1	6	-	20	-		
			1d 小計	2	-	2	-	3	-	3	-	98	-	6	-	98	-		
		1 小計	5	-	5	-	21	1	17	3	166	2	133	-	166	-			
	2 動力機 械災害	2a 動力機 械災害	2a 動力機	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
			2b 動力機	-	-	-	-	3	-	3	-	-	-	-	-	-	-	-	
			2c 動力機	-	-	-	-	-	-	-	-	3	-	3	-	-	-	-	
			2c 小計	-	-	-	-	3	-	3	-	3	-	2	-	3	-	2	
		2 小計	-	-	-	-	3	-	3	-	3	-	2	-	3	-	2	-	
3 動力機 械災害	3a 動力機 械災害	3a 動力機	-	-	-	-	3	-	3	-	5	-	4	-	5	-	4		
		3b 動力機	4	-	3	1	12	-	12	-	14	2	12	-	14	2	12		
		3c 動力機	1	-	1	-	-	-	-	-	1	-	1	-	1	-	1		
		3c 小計	5	-	4	1	15	-	15	-	21	2	17	-	21	2	17		
	3 小計	-	-	-	-	15	-	15	-	21	2	17	-	21	2	17	-		
4 一般動力 機災害	4a 動力機 械災害	4a 動力機	2	-	2	-	11	-	10	1	39	-	26	-	39	-	26		
		4b 動力機	2	-	2	-	356	-	329	27	4	-	2	-	4	-	2		
		4c 動力機	10	-	10	-	11	-	8	3	8	-	6	-	8	-	6		
		4d 動力機	2	-	2	-	1	-	1	-	3	-	1	-	3	-	1		
	4e 動力機	-	-	-	-	7	-	7	-	12	-	7	-	12	-	7	-		
4 小計	18	-	15	3	233	1	221	11	637	3	474	-	637	3	474	-			
4 小計	34	-	31	3	619	1	576	42	693	3	516	-	693	3	516	-			
B	手動機 械災害	5a 手動機 械災害	5a 手動機	-	-	-	-	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-		
			5b 手動機	3	-	2	1	9	-	8	1	6	-	4	-	6	-	4	
			5c 手動機	3	-	2	1	12	-	11	1	14	-	7	-	14	-	7	
			5d 手動機	3	-	2	1	12	-	11	1	14	-	10	-	14	-	10	
		5 小計	9	-	6	3	34	-	31	3	34	-	21	-	34	-	21	-	
	6 手動機 具災害	6a 手動機 具災害	6a 手動機	6	-	5	1	5	-	5	-	4	-	1	-	4	-	1	
			6b 手動機	12	-	7	5	100	-	81	19	49	-	20	-	49	-	20	
			6c 手動機	18	-	12	6	105	-	86	19	53	-	21	-	53	-	21	
			6c 小計	18	-	12	6	105	-	86	19	53	-	21	-	53	-	21	
		6 小計	18	-	12	6	105	-	86	19	53	-	21	-	53	-	21	-	
7 機械運 転災害	7a 機械運 転災害	7a 機械運	7	-	5	2	58	2	50	6	19	-	13	-	19	-	13		
		7b 機械運	9	-	7	2	16	-	11	5	49	-	26	-	49	-	26		
		7c 機械運	83	-	61	22	230	-	195	35	193	-	97	-	193	-	97		
		7c 小計	99	-	73	26	304	2	256	46	261	-	136	-	261	-	136		
	7 小計	99	-	73	26	304	2	256	46	261	-	136	-	261	-	136	-		
8 飛来物 災害	8a 飛来物 災害	8a 飛来物	25	-	16	9	51	-	40	11	62	-	37	-	62	-	37		
		8b 飛来物	10	2	6	2	28	-	22	6	20	-	15	-	20	-	15		
		8c 飛来物	35	2	22	11	79	-	62	17	82	-	52	-	82	-	52		
		8c 小計	35	2	22	11	79	-	62	17	82	-	52	-	82	-	52		
	8 小計	35	2	22	11	79	-	62	17	82	-	52	-	82	-	52	-		
9 墜落災 害	9a 墜落災 害	9a 墜落災	7	-	6	1	24	-	18	6	39	-	18	-	39	-	18		
		9b 墜落災	8	-	5	3	16	-	10	6	23	-	10	-	23	-	10		
		9c 墜落災	15	-	11	4	40	-	28	12	62	-	28	-	62	-	28		
		9c 小計	15	-	11	4	40	-	28	12	62	-	28	-	62	-	28		
	9 小計	15	-	11	4	40	-	28	12	62	-	28	-	62	-	28	-		
10 墜落災 害	10a 墜落災 害	10a 墜落災	1	-	-	1	6	-	3	3	17	-	14	-	17	-	14		
		10b 墜落災	2	-	2	-	1	-	1	-	3	1	2	-	3	1	2		
		10c 墜落災	3	-	3	-	14	-	12	2	8	-	5	-	8	-	5		
		10c 小計	6	-	5	1	21	-	16	5	28	1	21	-	28	1	21		
	10 小計	6	-	5	1	21	-	16	5	28	1	21	-	28	1	21	-		
11 電気災 害	11a 電気災 害	11a 電気災	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
		11b 電気災	4	-	4	-	-	-	-	-	11	-	7	-	11	-	7		
		11c 電気災	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
		11c 小計	4	-	4	-	-	-	-	-	13	-	7	-	13	-	7		
	11 小計	4	-	4	-	-	-	-	-	13	-	7	-	13	-	7	-		
12 毒物災 害	12a 毒物災 害	12a 毒物災	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
		12b 毒物災	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
		12c 毒物災	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
		12c 小計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	12 小計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
13 爆発災 害	13a 爆発災 害	13a 爆発災	-	-	-	-	1	-	1	-	2	-	2	-	2	-	2		
		13b 爆発災	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
		13c 爆発災	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
		13c 小計	1	1	-	-	-	-	-	-	2	-	2	-	2	-	2		
	13 小計	1	1	-	-	-	-	-	-	2	-	2	-	2	-	2	-		
14 高熱災 害	14a 高熱災 害	14a 高熱災	10	-	7	3	6	-	4	2	39	-	31	-	39	-	31		
		14b 高熱災	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
		14c 高熱災	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
		14c 小計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	14 小計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
15 火災災 害	15a 火災災 害	15a 火災災	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
		15b 火災災	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
		15c 火災災	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
		15c 小計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	15 小計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
16 雷災災 害	16a 雷災災 害	16a 雷災災	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
		16b 雷災災	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
		16c 雷災災	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
		16c 小計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	16 小計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
17 雑災災 害	17a 雑災災 害	17a 雑災災	13	-	9	4	36	-	33	3	130	1	86	-	130	1	86		
		17b 雑災災	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
		17c 雑災災	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
		17c 小計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	17 小計	13	-	9	4	36	-	33	3	130	1	86	-	130	1	86	-		
D 特殊危 険災害	18a 特殊危 険災害	18a 特殊危	254	3	189	62	1,286	4	1,130	152	1,597	12	1,078	-	1,597	12	1,078		
		18b 特殊危	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
		18c 特殊危	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
		18c 小計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	18 小計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
E 雑災災 害	19a 雑災災 害	19a 雑災災	13	-	9	4	36	-	33	3	130	1	86	-	130	1	86		
		19b 雑災災	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
		19c 雑災災	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
		19c 小計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	19 小計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
F 雑災災 害	20a 雑災災 害	20a 雑災災	13	-	9	4	36	-	33	3	130	1	86	-	130	1	86		
		20b 雑災災	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
		20c 雑災災	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
		20c 小計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	20 小計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
G 雑災災 害	21a 雑災災 害	21a 雑災災	13	-	9	4	36	-	33	3	130	1	86	-	130	1	86		
		21b 雑災災	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
		21c 雑災災	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
		21c 小計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	21 小計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
H 雑災災 害	22a 雑災災 害	22a 雑災災	13	-	9	4	36	-	33	3	130	1	86	-	130	1	86		
		22b 雑災災	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
		22c 雑災災	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
		22c 小計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	22 小計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
I 雑災災 害	23a 雑災災 害	23a 雑災災	13	-	9	4	36	-	33	3	130	1	86	-	130	1	8		

業

入 日 未	食 料 品 工				印刷又は製本業				その他の工業				製 造 工 業(計)			
	計	死亡	八日 以上	八日 未満	計	死亡	八日 以上	八日 未満	計	死亡	八日 以上	八日 未満	計	死亡	八日 以上	八日 未満
-	4	-	4	-	-	-	-	-	1	-	1	-	29	-	22	7
13	18	-	16	2	1	-	-	1	6	-	6	-	187	3	142	41
4	6	-	6	-	1	-	1	-	5	-	4	1	62	1	51	8
14	20	-	18	2	8	-	8	-	5	-	5	-	228	2	197	31
31	48	-	44	4	10	-	9	1	17	-	16	1	506	7	412	87
-	1	-	1	-	1	-	1	-	1	-	1	-	25	-	16	9
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	9	-	6	3
1	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	14	-	10	4
1	2	-	2	-	1	-	1	-	1	-	1	-	48	-	32	18
1	1	1	-	-	-	-	-	-	1	-	1	-	30	3	25	2
-	32	5	25	2	7	-	4	3	15	1	13	1	149	14	118	17
1	13	-	10	3	2	-	-	2	-	-	-	-	26	-	19	7
2	46	6	35	5	9	-	4	5	16	1	14	1	205	17	162	26
3	43	-	43	-	20	-	20	-	4	-	4	-	194	-	179	15
2	4	-	2	2	1	-	1	-	12	-	11	1	427	-	386	41
2	5	-	5	-	17	-	17	-	20	-	20	-	624	-	564	60
2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	20	-	17	3
5	2	-	2	-	-	-	-	-	4	-	4	-	253	1	173	79
160	157	4	133	20	51	-	45	6	65	-	58	7	2,144	8	1,729	407
174	211	4	185	22	89	-	83	6	105	-	97	8	3,662	9	3,048	605
-	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	35	-	29	6
2	5	-	5	-	2	-	2	-	2	-	2	-	48	-	41	7
7	7	-	4	3	-	-	-	-	1	-	-	1	65	-	40	25
4	8	-	4	4	2	-	-	2	4	-	4	-	83	-	57	26
13	21	-	14	7	4	-	2	2	7	-	6	1	231	-	167	64
3	5	-	4	1	5	-	5	-	8	-	7	1	237	-	195	42
19	18	-	14	4	4	-	3	1	15	-	12	3	524	-	328	196
32	23	-	18	5	9	-	8	1	23	-	19	4	761	-	523	238
6	12	-	7	5	2	-	2	-	3	-	2	1	214	2	152	60
23	14	-	8	6	8	-	8	-	8	-	5	3	333	1	206	126
96	133	1	96	36	18	-	10	8	34	-	22	12	1,935	2	1,278	655
125	159	1	111	47	28	-	20	8	45	-	29	16	2,482	5	1,636	841
25	34	-	23	11	7	-	6	1	15	1	10	4	636	1	393	242
5	9	-	6	3	2	-	1	1	5	-	4	1	232	3	151	78
30	43	-	29	14	9	-	7	2	20	1	14	5	868	4	544	320
21	21	-	16	5	7	-	4	3	8	-	5	3	306	-	189	117
13	19	-	12	7	1	-	1	-	4	-	2	2	198	-	95	103
34	40	-	28	12	8	-	5	3	12	-	7	5	504	-	284	220
3	7	-	7	-	1	-	-	1	4	-	3	1	80	1	52	27
-	2	-	2	-	2	-	-	-	2	-	1	1	26	1	18	7
3	17	-	14	3	2	-	-	-	3	1	2	-	98	1	72	25
6	26	-	23	3	5	-	-	5	9	1	6	2	204	3	142	59
2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	33	4	9	20
4	3	-	-	3	1	-	-	1	3	-	3	-	59	-	37	22
2	1	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	14	-	4	10
6	4	-	-	4	1	-	-	1	3	-	3	-	73	-	41	32
-	4	-	2	2	1	-	1	-	-	-	-	-	48	11	32	5
-	3	1	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	6	2	2	2
-	7	1	4	2	1	-	1	-	-	-	-	-	54	13	34	7
8	35	1	25	9	-	-	-	-	6	1	4	1	368	4	256	103
-	3	2	1	-	-	-	-	-	1	-	1	-	11	4	5	2
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3	-	3	183
43	42	-	34	8	8	-	2	6	9	-	7	2	473	2	288	-
507	710	15	553	142	182	-	142	40	274	4	224	46	10,481	69	7,586	2,823

業 種 別			土 石 採 取 業				運 輸 事 業				建 設 事 業			
原 因 別			計	死亡	八日 以上	八日 未満	計	死亡	八日 以上	八日 未満	計	死亡	八日 以上	八日 未満
A 動力 運 転 災 害	1 動力伝導 装置災害	1a 原動機	1	-	1	-	2	-	2	-	3	1	2	
		1b 原動機	1	-	1	-	1	-	1	-	2	-	2	
		1c 原動機	1	-	-	-	2	-	-	-	2	-	2	
		1d 小計	2	-	2	-	5	-	5	-	10	1	9	
		2a 動力起重機	-	-	-	-	2	-	-	2	3	-	3	
	2 動力揚重 機災害	2b 動力エレベーター	-	-	-	-	1	-	1	-	2	-	2	
		2c その他	-	-	-	-	-	-	-	-	8	-	8	
		2d 小計	-	-	-	-	3	-	3	-	13	-	13	
		3a 動力運搬機	1	-	1	-	5	-	5	-	8	2	5	
		3 動力運搬 機災害	3b 動力運搬機	-	-	-	-	152	5	119	28	42	8	29
	3c その他		-	-	-	-	2	-	2	-	25	-	19	
	3d 小計		1	-	1	-	159	5	126	28	75	10	53	
	4a 動力伝導装置		-	-	-	-	-	-	-	-	2	1	1	
	4 一般動力 機災害		4b 動力伝導装置	-	-	-	-	2	-	1	1	9	1	8
		4c 動力伝導装置	-	-	-	-	-	-	-	-	3	-	3	
4d 動力伝導装置		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
4e その他		1	-	1	-	3	-	2	1	12	2	15		
4f 小計		1	-	1	-	5	-	3	2	33	4	29		
B 作 業 行 動 災 害	5 手動揚重 機災害	5a 手動揚重機	1	-	1	-	2	-	2	-	11	-	9	
		5b 手動揚重機	3	-	1	-	3	-	3	-	32	-	29	
		5c 手動揚重機	2	-	1	-	12	1	8	3	50	-	39	
		5d 手動揚重機	3	-	3	-	4	-	2	2	47	1	34	
		5e 小計	9	-	7	2	21	1	15	5	140	1	111	
	6 手動機具 災害	6a 手動機具	1	-	1	-	1	-	1	-	6	-	5	
		6b 手動機具	4	-	3	-	11	-	4	7	78	-	65	
		6c 小計	5	-	4	-	12	-	5	7	84	-	70	
		7a 取扱装置	6	-	6	-	41	-	33	8	80	-	61	
		7 取扱装置 災害	7b 取扱装置	-	-	-	-	22	-	13	9	14	-	10
	7c その他		34	-	25	-	9	-	35	28	375	-	275	
	7d 小計		40	-	31	9	63	-	81	45	472	-	349	
	8a 積り崩壊		21	1	17	3	11	-	8	3	129	8	130	
	8 積り崩壊 災害		8b 積り崩壊	12	2	9	1	22	-	9	13	98	13	69
		8c 小計	33	3	26	4	33	-	17	16	277	21	199	
9a 懸吊踏板		5	-	3	2	59	-	33	26	51	-	48		
9 懸吊踏板 災害		9b 懸吊踏板	-	-	-	-	18	-	10	8	73	-	39	
		9c 小計	5	-	3	2	77	-	43	34	124	-	81	
	10a 足場、梯子、歩板	-	-	-	-	6	-	4	2	78	3	63		
	10 墜落災害	10b 足場、梯子、歩板	-	-	-	-	1	-	1	-	18	-	16	
		10c その他	2	-	2	-	36	-	27	9	77	5	62	
10d 小計		2	-	2	-	43	-	32	11	173	8	146		
11a 電気		-	-	-	-	-	-	-	-	9	3	6		
C 特殊 危険 災害		12 電機災害	12a 電機	-	-	-	-	1	-	-	1	-	-	
	12b 電機		-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	2	
	12c 小計		-	-	-	-	1	-	-	1	2	-	2	
	13a 爆発、引火、燃焼		2	1	1	-	-	-	-	-	6	2	3	
	13 爆発、引火、 燃焼災害		13b 爆発、引火、燃焼	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	1
		13c 小計	2	1	1	-	-	-	-	-	7	2	3	
		14a 高熱	1	1	-	-	5	-	2	3	13	-	12	
		14 高熱災害	14b 高熱	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	1
			14c 小計	-	-	-	-	-	-	-	-	3	1	1
	15a 火災		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	15 火災災害		15b 火災	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
			15c 小計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		16a 倒壊	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		16 倒壊災害	16b 倒壊	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
			16c 小計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
17a 雑質	3		-	3	-	25	-	16	9	48	-	30		
17 雑質災害	17b 雑質		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	17c 小計		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	合 計	104	5	81	18	515	6	345	164	1,484	51	1,115		

八 未	日 満	貨物取扱事業				林業				その他の事業				総計			
		計	死亡	八日 以上	八日 未満	計	死亡	八日 以上	八日 未満	計	死亡	八日 以上	八日 未満	計	死亡	八日 以上	八日 未満
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	35	1	27	7
-	1	-	-	1	-	-	-	-	-	2	-	2	-	194	4	149	41
-	1	-	-	1	-	-	-	-	-	1	-	-	-	64	1	53	8
-	2	-	-	2	-	-	-	-	-	2	-	2	-	236	2	205	31
-	4	-	-	3	1	-	-	-	-	4	-	4	-	529	8	434	87
-	3	-	-	2	-	-	-	-	-	1	-	-	1	34	-	22	12
-	6	-	-	5	1	-	-	-	-	1	-	1	-	13	-	8	5
1	-	-	-	-	-	2	2	-	-	2	-	1	1	25	-	21	4
5	15	-	-	13	2	6	1	5	-	4	3	1	-	72	-	51	21
6	15	-	-	13	2	3	3	8	-	57	9	48	-	50	10	37	3
12	-	-	-	-	-	1	1	-	-	61	12	49	-	421	37	332	52
-	1	-	-	1	-	3	-	3	-	1	-	1	-	56	-	43	13
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	2	-	527	47	412	68
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	198	1	181	16
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	1	-	443	1	400	42
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	2	-	629	-	569	60
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	20	-	17	3
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	255	1	175	79
-	2	-	-	1	1	4	-	3	1	6	-	4	2	2,173	10	1,752	411
-	3	-	-	2	1	2	-	2	-	10	-	8	2	3,718	13	3,094	611
2	2	-	-	1	1	2	-	2	-	6	-	5	1	59	-	49	10
3	3	-	-	2	1	2	-	2	-	6	3	2	1	97	3	81	13
11	4	-	-	2	2	3	1	2	-	6	1	4	1	142	3	96	43
12	8	-	-	4	4	5	-	5	-	6	-	6	-	156	1	111	44
28	17	-	-	9	8	12	1	11	-	24	4	17	3	454	7	337	110
1	-	-	-	-	-	2	-	2	-	3	-	3	-	250	-	207	43
13	12	-	-	6	6	33	-	27	6	10	-	8	2	672	-	441	231
14	12	-	-	6	6	35	-	29	6	13	-	11	2	922	-	648	274
22	40	1	-	34	5	12	-	12	-	11	-	10	1	407	3	308	96
4	3	-	-	2	1	-	-	-	-	5	-	4	1	377	1	235	141
97	69	-	-	43	26	55	1	62	2	56	-	51	5	2,587	3	1,762	822
123	112	1	-	79	32	67	1	64	2	72	-	65	7	3,371	7	2,305	1,059
41	23	-	-	19	4	17	2	15	-	10	-	7	3	897	12	589	296
16	19	-	-	15	4	6	-	6	-	9	-	5	4	398	18	264	116
57	42	-	-	34	8	23	2	21	-	19	-	12	7	1,295	30	858	412
9	6	-	-	-	6	7	-	7	-	10	1	9	-	444	1	283	160
34	10	-	-	7	3	1	-	1	-	7	-	4	3	307	-	156	151
43	16	-	-	7	9	8	-	8	-	17	1	13	3	751	1	439	311
12	10	-	-	4	6	2	-	2	-	4	-	4	-	180	4	129	47
2	2	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	47	1	37	9
5	18	1	-	11	6	11	-	11	-	4	-	3	1	246	7	193	46
19	30	1	-	17	12	13	-	13	-	8	-	7	1	473	12	356	102
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	42	7	15	20
-	1	-	-	-	1	-	-	-	-	1	1	-	-	62	1	37	24
-	1	-	-	-	1	-	-	-	-	1	1	-	-	16	-	6	10
1	1	-	-	1	-	-	-	-	-	2	-	2	-	78	1	43	34
1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	2	-	59	14	39	6
1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	7	-	-	-	7	2	2	3
2	1	-	-	1	-	-	-	-	-	2	-	2	-	66	16	41	9
1	3	-	-	2	1	-	-	-	-	10	-	9	1	395	5	281	109
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	13	4	7	2
1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	6	1	4	1
18	13	-	-	10	3	16	1	11	4	35	2	27	6	613	5	385	223
318	273	2	-	187	84	189	8	168	13	279	20	226	33	13,325	164	9,708	3,453

第 2 表 業種別、程度別死傷災害件数

(昭和28年1月~12月)

業 種 別	年 少 者				成 年 者				合 計			
	死 亡	八 日 以 上	八 日 未 満	計	死 亡	八 日 以 上	八 日 未 満	計	死 亡	八 日 以 上	八 日 未 満	計
製 造 工 業	72	7,586	2,823	10,481	993	111,284	60,493	172,770	1,065	118,870	63,316	183,251
土 石 採 取 業	5	81	18	104	92	3,501	945	4,538	97	3,582	963	4,642
運 輸 事 業	6	345	164	515	351	14,057	5,365	19,773	357	14,402	5,529	20,288
建 設 事 業	51	1,115	318	1,484	1,646	76,361	30,424	110,431	1,697	79,476	30,742	111,915
貨 物 取 扱 業	2	187	84	273	255	35,381	14,155	49,791	257	35,568	14,239	50,064
林 業	8	168	13	189	477	14,614	552	15,643	485	14,782	565	15,832
そ の 他 の 事 業	20	226	33	279	321	5,572	1,269	7,162	341	5,798	1,302	7,441
総 計	164	9,708	3,453	13,325	4,135	262,770	113,203	380,108	4,299	272,478	116,656	393,433

注) 第1表参照

第3表 原因別死亡件数（年少者）

（昭和28年度）

原因別			死亡件数	原因別			死亡件数
大分類	中分類	小分類					
A 動力 運 転 災 害	1 動力伝導 装置災害	1a原 動 機	1	行 動 災 害	7 取扱運搬 災害	7a積 卸	3
		1b鋼 帶	4			7b機械の準備調整	1
		1c車 軸	1			7cその他の取扱運搬	3
		1d歯 車	2			小 計	7
		小 計	8				
	2 動力揚重 機災害	2a動力起重機	-	8 飛来崩壊 災害		8a飛 来、落 下	12
		2b動力エレベーター	-			8b傾 倒、崩 壊	18
		2cホイストその他	-			小 計	30
	3 動力運搬 機災害	小 計	-	9 墜突踏抜 災害		9a墜 突	1
		3a軌道動力運搬機	10			9b踏 抜	-
		3b無軌道動力運搬機	37			小 計	1
B 作 業	4 一般動力 機災害	3cコンベヤその他	-	10 墜落災害		10a足場、梯子、歩板	4
		小 計	47			10b階段、棧橋、開口部	1
						10cその他の墜落	7
	5 手動揚重 運搬機災 害	4a動力転子機	1	C 特 殊 危 険 災 害	11電気災害	11a電 気	7
		4b動力木工用鋸機	1				
		4c動力圧 機	-		12毒薬災害	12a毒 薬 物	1
		4d動 力 機	-			12b有 害 ガ ス、蒸 気	-
		4e動力研 磨 機	1			小 計	1
		4fその他の動力機	10		13爆発破壊 災害	13a爆発引火性料品	14
C 合 計	6 手動機工 具災害	小 計	13			13b内 圧 容 器	2
						小 計	16
	7 手動機工 具災害	5a手動揚重機	-	D 難原因災害		14高熱災害	5
		5b腕繰、転覆、衝突	3			15火事災害	4
		5c触車、れき車、液突	3			16倒壊災害	1
	8 手動機工 具災害	5dその他	1			17雑 災 害	5
		小 計	7				
	9 手動機工 具災害	6a手動機械	-				
		6b手工 具	-				
		小 計	-				
	合 計		164				

注）第一表参照

第4表 業種別、男女別労働者死
傷災害発生状況

(昭和28年1月～12月)

業種別 調査事項	年令別 性別	十八才未満			十八才以上			合 計		
		男	女	計	男	女	計	男	女	計
計	労働者数	370,984	402,494	773,478	8,444,847	2,633,780	11,078,627	8,815,831	3,038,274	11,852,105
	負傷件数	11,123	2,729	13,852	442,485	20,663	463,148	453,608	23,392	477,000
2号を除く	労働者数	364,836	400,837	765,673	7,941,006	2,579,364	10,520,370	8,305,842	2,980,201	11,286,043
	負傷件数	10,513	2,636	13,149	341,373	18,586	359,959	351,866	21,222	373,108
法第8条 第1号 工業	労働者数	240,180	307,057	547,237	3,636,833	1,249,748	4,886,581	3,877,013	1,556,808	5,433,821
	負傷件数	8,253	2,196	10,449	150,614	11,088	161,702	158,867	13,284	172,151
第2号 鉱業	労働者数	6,148	1,657	7,805	503,841	54,416	558,257	509,989	56,073	566,062
	負傷件数	610	93	703	101,112	2,077	103,199	101,722	2,170	103,892
第3号 建設	労働者数	14,897	2,891	17,788	1,222,207	149,786	1,371,993	1,237,104	152,377	1,389,481
	負傷件数	1,349	116	1,465	103,601	4,745	108,346	104,950	4,861	109,811
第4号 交通	労働者数	9,349	6,218	15,567	768,012	55,771	823,783	767,361	61,989	829,350
	負傷件数	258	252	510	18,567	832	19,399	18,825	1,084	19,909
第5号 貨物取扱	労働者数	1,858	761	2,619	240,177	22,214	262,391	242,045	22,978	265,023
	負傷件数	236	27	263	47,751	1,189	48,940	47,967	1,216	49,203
第6号 農林	労働者数	7,183	4,208	11,391	211,125	40,039	251,164	218,308	44,247	262,555
	負傷件数	181	14	195	14,566	191	14,757	14,747	205	14,952
その他	労働者数	91,369	80,002	171,371	1,872,652	1,061,801	2,934,453	1,964,011	1,141,808	3,105,819
	負傷件数	236	31	267	6,274	541	6,815	6,510	572	7,082

注) 1. 第2号欄には鉱山保安法の適用を受くるものも含む。 2. 労働者数は12月末現在である。

労働省労働基準局調

年少労働災害調査正誤表

頁	訂正箇所	誤	正
2	(5)	わずか9%に	わずかに9%を
14	第1図	50~100, 100~50, 500~1,000	50人以上 100人未満, 以下同じ
19	第5図	2~3, 3~4, 4~5, 5~6, 6~7, 7~8, 8~9, 9~10	2時間以上3時間未満, 以下同じ
26	合計 置きとり 原簿によるもの	28	23
27	第9図の2	物体の落下上落飛来によるもの	物体の落下上落飛来によるもの
28	第13表	運輸通信及その他の公益事業	運輸通信及びその他の公益事業
28	第10図	 — 運輸通信及びその他の公益事業	 — 運輸通信及びその他の公益事業
40	第1表	5 p ₁	5 b ₁
43	第1表	食料品工	食料品工業

GAa1

労働省婦人少年局



女性と仕事の未来館



00762988